



merhålsa

# 新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

2020年2月

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式594,150千円（見込額）の募集及び株式699,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式209,700千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年2月10日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券報告書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ミアヘルサ株式会社

東京都新宿区河田町3番10号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、該当ページをご参照ください。

# 1. 経営理念・企業概要



## ■ミッション

### 少子高齢化社会の課題に挑戦し、地域社会を明るく元気にします

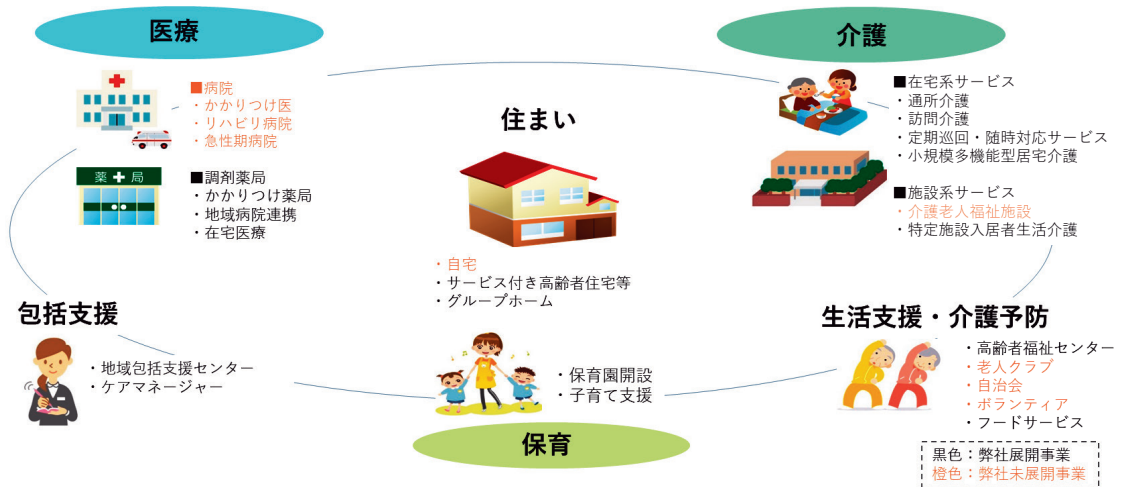
ミアヘルサは福祉先進国スウェーデンのこぼで「もっと健康に」を意味します。

人々が住み慣れた地域で健康に安心して暮らすことができるよう、当社は医療・介護・保育の3事業をサービスとして提供する、「命を支える企業」です。

当社では、住まいを中心として3事業のサービスを一体的に提供することにより、国の方針である「地域包括ケアシステム」を実現していることを特徴としています。

■厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、特定の地域に対して住まい・医療・介護・予防・生活支援等が一体となった包括的な支援・サービスを提供する体制（地域包括ケアシステム）を提案している。

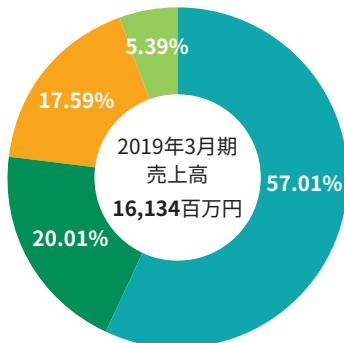
当社事業の展開領域（厚生労働省の地域包括ケアシステム+保育事業）



## ■売上高構成比・拠点数

2019年3月期売上高構成比

■ 医薬事業 ■ 介護事業 ■ 保育事業 ■ その他事業



展開地域と拠点数（2020年1月31日現在）

展開地域	医薬事業 日生薬局	介護事業 サービス付き高齢者向け住宅 日生 オアシス	保育事業 日生保育園ひびき
東京都	37店舗	30拠点	17園
神奈川県	3店舗	—	3園
埼玉県	1店舗	20拠点	—
千葉県	—	7拠点	3園
計	41店舗	57拠点	23園

## 2. 事業の内容



### (1) 医薬事業

#### 【事業の内容】

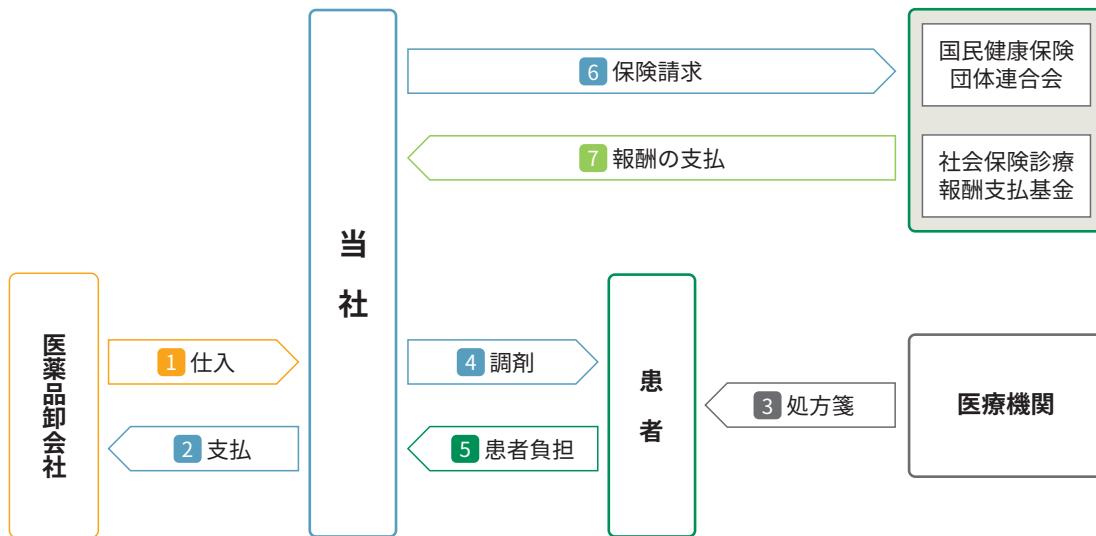
当社は、医療分野における医薬事業として調剤薬局を営んでおります。「日生薬局」という屋号の下で、東京都を中心とした首都圏で41店舗を運営しております。出店形態としては、大型総合病院前の門前型調剤薬局を中心としながら、医療モール等へも出店しており、地域に密着した調剤薬局を展開しております。

日生薬局においては、医療機関の発行する処方箋に基づき、患者様に医薬品の調剤を行う調剤薬局を運営しております。

また、現在、厚生労働省が進めている「かかりつけ薬局」として、服薬情報の一元管理・継続管理や、患者様個々の医薬品や一般用医薬品・健康食品の安全かつ適正使用の指導・助言・健康に対する相談を実施しております。併せて、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるように地域内でサポートし合う「地域包括ケアシステム」の実現に向けた、在宅での服薬指導や24時間の薬相談対応等、薬局が求められている機能の実現に努めております。

なお、調剤による報酬は、健康保険法に基づき、一部負担金を患者様から頂戴し、患者様の負担金以外については国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対して請求を行っております。

#### 【事業系統図】



#### 【薬局と他事業とのコラボレーションの事例】



調剤薬局＋介護施設  
日生薬局和光店  
日生オアシスと和光（高齢者住宅）



調剤薬局＋保育園  
日生薬局小豆沢店  
日生あずさわ保育園ひびき



調剤薬局＋コンビニエンスストア  
ファミリーマート＋日生薬局御成門店  
（当社運営コンビニと薬局の一体店）



## (2) 介護事業

### 【事業の内容】

当社は、東京都・埼玉県・千葉県内において、介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく各種介護サービスを提供しております。

以下、当社において提供する介護サービスの種類と、主なサービス対象者（介護度別）です。

サービスの種類	拠点数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1
居宅介護支援	8					
サービス付き高齢者向け住宅	7					
小規模多機能型居宅介護	2					
地域包括支援センター	3					
通所介護	13					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5					
特定施設入居者生活介護	1					
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	3					
認知症対応型通所介護	3					
訪問介護	6					
訪問看護	2					
訪問入浴	1					
高齢者福祉センター	1					
スポーツクラブ(ヘルスアップセンター)	1					
福祉学園	1					
<b>合計</b>	<b>57</b>					

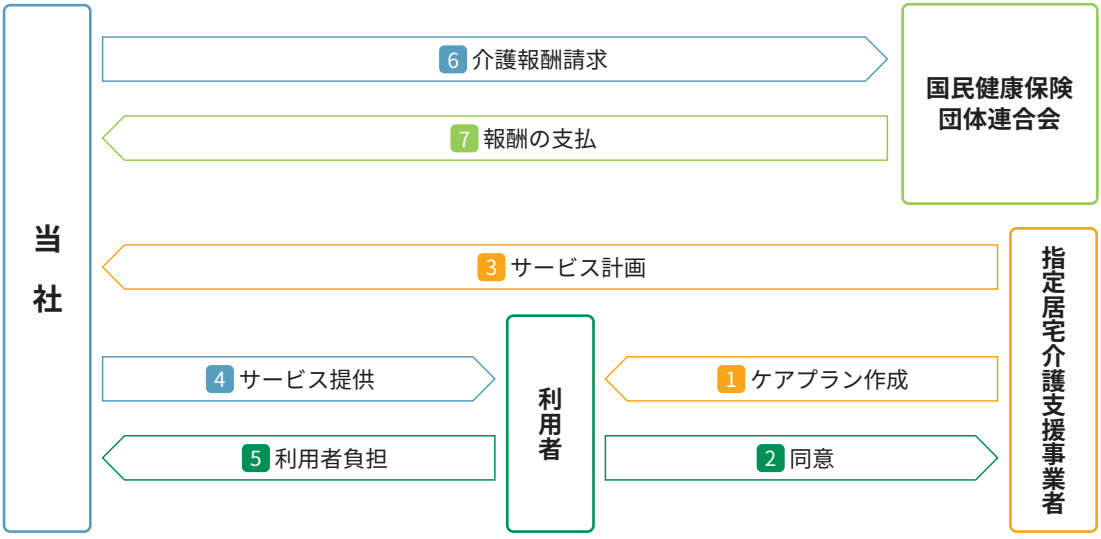
  

	在宅系	施設系
要介護5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	サービス付き高齢者向け住宅
要介護4	小規模多機能	グループホーム
要介護3	通所介護	特定施設
要介護2		ケアプラン
要介護1		ケアプラン

当社では、これら各種介護サービスを、高齢者の住まいとして開設したサービス付き高齢者向け住宅やグループホームに併設し、地域の利用者様に対しても包括的に複数のサービスを提供できる事業モデルを展開しております。

なお、介護保険による報酬は、介護保険法に基づき、一部負担金を利用者様から頂戴し、利用者様の負担金以外については国民健康保険団体連合会に対して請求を行っております。介護保険による報酬以外のサービス提供（サービス付き高齢者向け住宅の賃料、食事代、生活支援サービス費など）については、利用者様に対して対価の請求を直接行っております。

### 【事業系統図】



### (3) 保育事業



#### 【事業の内容】

当社は、東京都内において認可保育所を15園、認証保育所を1園、院内保育所(運営受託)を1園、神奈川県内において認可保育所を3園、千葉県内において認可保育所を3園運営しております。

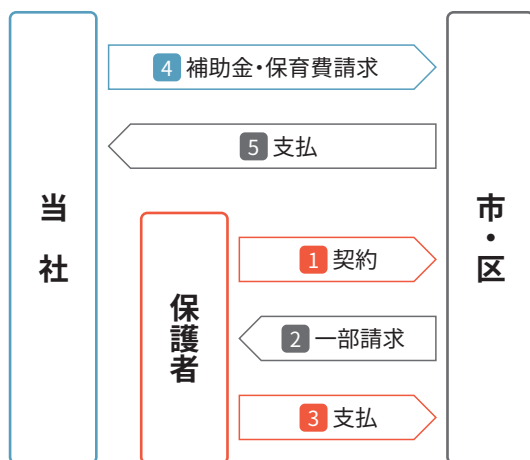
保育所(保育園)とは、児童福祉法に基づく制度であり、開設は各自治体からの要請及び承認により進められます。

保育所(保育園)は、認可保育所(認可保育園)と認可外保育施設の2種類に分類されており、保育の対象となる園児は、保育を必要とする乳児(満1歳未満)と幼児(満1歳から小学校就学の始期に達するまで)となります。児童福祉法に基づいた厚生労働省所管の児童福祉施設である認可保育所は、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たして都道府県知事(政令指定都市の市長・中核市の市長を含む)に認可された施設であり、保育所の施設型給付(補助金)が国及び自治体の負担により支給されております。認可外保育施設は、認可保育所以外の施設のことをいいます。東京都においては、現在の認可保育所だけでは応えきれない大都市のニーズに対応しようとする都独自の制度として、大都市の特性に着目した都独自の基準(認証基準)を設定した認証保育所を設けております。認可外保育施設について、当社では東京都の認証保育所(認証保育園)1園のみ運営しております。

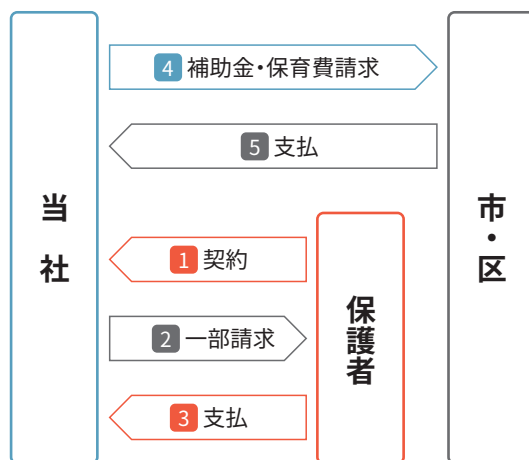
なお、保育費の請求に関しては、認可保育所では保護者の一部負担金は各自治体から保護者に請求され、保護者は自治体に支払い、当社は各自治体に補助金も含めて一括請求することで支払いを受けます。認証保育所では当社と保護者が契約し、保育費用を当社から保護者に請求して支払いを受け、補助金を各自治体に請求して支払いを受けることになります。

#### 【事業系統図】

##### 【認可保育園】



##### 【認証保育園】



#### 【保育園と他事業とのコラボレーションの事例】



##### 保育園+調剤薬局の連携

薬剤師による保護者向けのお薬セミナー開催等



##### 保育園+介護施設の連携

保育園児と当社介護施設利用者との交流

### 3. 地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組み

当社の3事業を組み合わせた取り組みは、政府が公表している「地域包括ケアシステム」の具現化になります。厚生労働者は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、各地域住民が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで持続できるように、介護や医療、住まいや生活支援といった、高齢者を支えるサービスを一体的に提供する、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を提案しております。

地域包括ケアシステムの実践例として、当社はこれまでに、日生オアシスと光（官民協働モデル）、日生ケアヴィレッジひばりが丘（団地再生モデル）の実績があります。国策に沿った複合的なサービスを一体提供することによって「地域包括ケアシステム」を実現できることは3事業を展開している当社の特徴であると考えております。この当社の特徴を活かしつつ、行政や大手デベロッパーと協力して、高い収益性を確保できる地域包括ケアシステムのさらなる開発を推進し、少子高齢化社会の課題解決をもって地域社会に貢献してまいります。

#### 日生オアシスと光（官民協働モデル）の実践と評価

- 地域包括ケアシステムの構想を国と連携して具現化した和光市の事業が、国の「高齢者居住安定化モデル事業」に選定されている
- 政権が掲げる「1億総活躍社会」推進の先駆的モデルとして、安倍首相、厚生労働大臣その他多くの政府関係者から視察をいただいている。また日生オアシスと光と同じ新倉地域内にある新倉高齢者福祉センターでは介護予防での成果が認められ、上皇上皇后両陛下の御行幸啓を賜っている

#### 日生オアシスと光

2014年1月20日 田村厚生労働大臣 来館  
2015年11月8日 内閣総理大臣 安倍晋三首相 来館  
2016年2月1日 塩崎厚生労働大臣 来館

#### 新倉高齢者福祉センター（同地域内）

2012年9月20日 上皇上皇后両陛下 御行幸啓  
2014年5月1日 衆議院厚生労働委員会委員 来館



#### 日生ケアヴィレッジひばりが丘（団地再生モデル）の実践と評価

- 団地の空き家を高齢者住宅として再活用をおこない、さらに地域密着型の調剤薬局、介護事業所、診療所、商業施設等を併設することにより、地域包括ケアシステムの理想モデルを確立している
- 公益社団法人都市住宅学会において、将来に亘る地域価値の維持・向上を目指している独創的な事例と評価され、「都市住宅学会賞業績賞」を受賞している

#### 住まい

サービス付き高齢者向け住宅



#### 医薬事業

日生薬局  
（クリニック併設）

住まいを中心として当社の事業を  
一体提供することにより、  
地域住民への包括的なケアを実現



#### 介護事業

居宅介護支援、グループホーム  
小規模多機能型居宅介護



## 4. 業績等の推移

### ■主要な経営指標等の推移

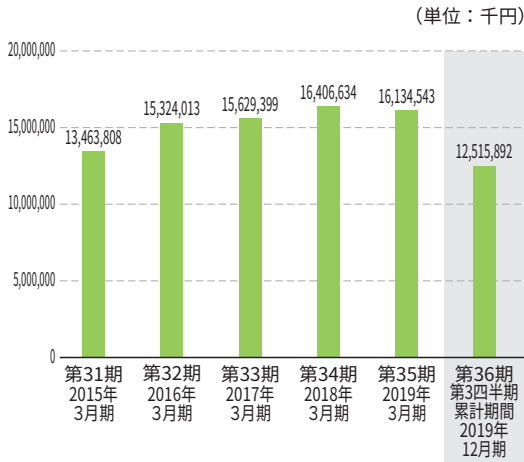
回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期 第3四半期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2019年12月
売上高 (千円)	13,463,808	15,324,013	15,629,399	16,406,634	16,134,543	12,515,892
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△382,017	△25,371	43,633	373,708	221,619	352,400
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△) (千円)	△92,251	51,498	39,734	308,305	339,765	255,372
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000
発行済株式総数 (株)	1,940	194,000	194,000	194,000	194,000	1,940,000
純資産額 (千円)	632,172	682,792	722,597	1,030,919	1,370,676	1,626,027
総資産額 (千円)	8,432,960	8,960,010	7,658,769	8,175,600	8,256,536	8,722,045
1株当たり純資産額 (円)	325,726.86	3,515.78	3,720.96	531.02	706.16	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期)純利益 又は当期純損失(△) (円)	△47,552.55	265.46	204.82	158.92	175.14	131.64
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.5	7.6	9.4	12.6	16.6	18.6
自己資本利益率 (%)	△13.5	7.8	5.7	35.2	28.3	15.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	995,351	△95,041	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△178,701	△206,503	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△230,915	92,808	—
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高 (千円)	—	—	—	1,395,984	1,187,247	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	553 (566)	631 (765)	706 (795)	765 (823)	836 (680)	936 (649)

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

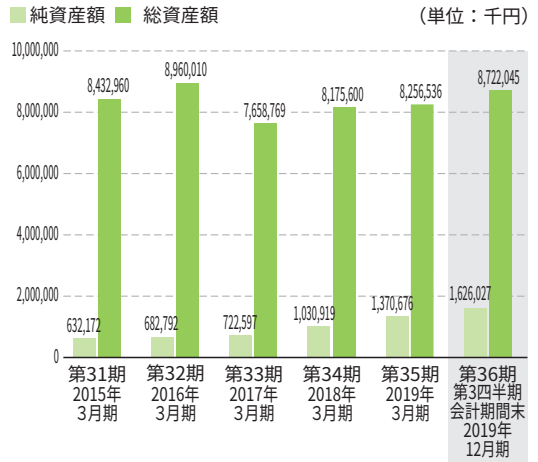
- 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社を有していないため記載しておりません。
- 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため、記載しておりません。
- 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 第31期、第32期及び第33期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
- 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 第34期及び第35期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。また、第36期第3四半期の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。なお、第31期、第32期及び第33期の財務諸表については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。
- 第36期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益については、第36期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第36期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
- 2016年2月15日開催の取締役会決議により、2016年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。
- 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。
- 当社は2016年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。  
そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知『『新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)』の作成上の留意点について』(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第31期、第32期及び第33期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期 第3四半期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2019年12月
1株当たり純資産額 (円)	325.72	351.57	372.09	531.02	706.16	—
1株当たり当期(四半期)純利益 又は当期純損失(△) (円)	△47.55	26.54	20.48	158.92	175.14	131.64
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—

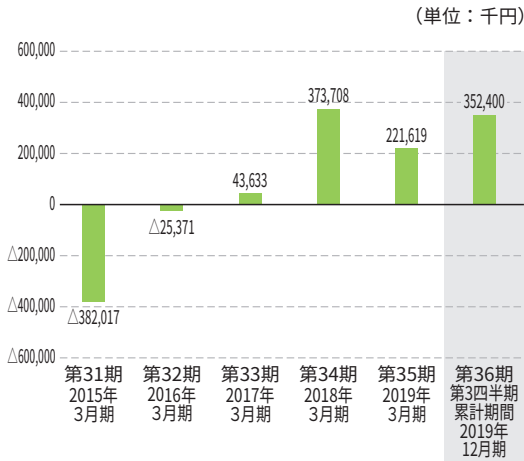
## 売上高



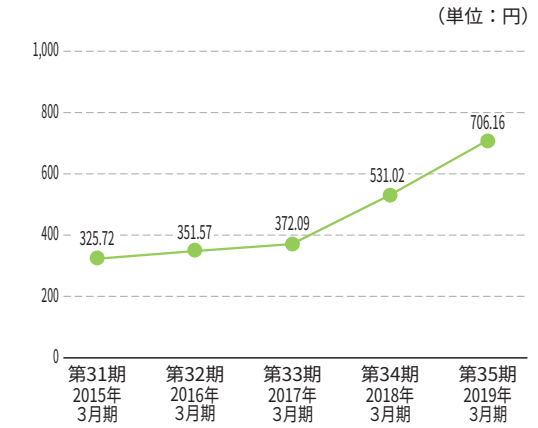
## 純資産額・総資産額



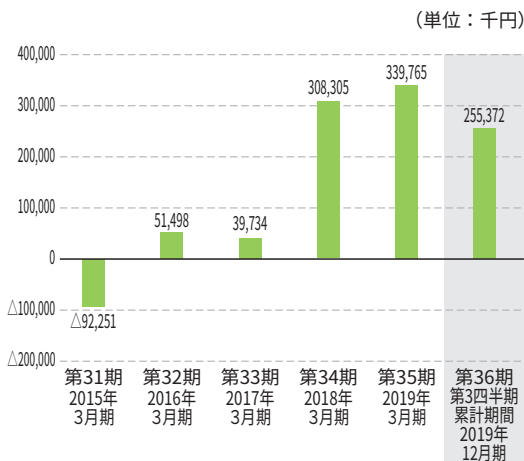
## 経常利益又は経常損失 (△)



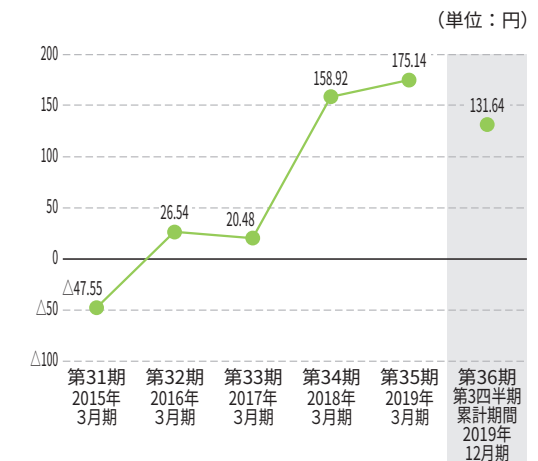
## 1株当たり純資産額



## 当期(四半期)純利益又は当期純損失 (△)



## 1株当たり当期(四半期)純利益又は当期純損失 (△)



(注) 当社は2016年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。  
上記では、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	2
第1 【募集要項】 .....	2
1 【新規発行株式】 .....	2
2 【募集の方法】 .....	3
3 【募集の条件】 .....	4
4 【株式の引受け】 .....	5
5 【新規発行による手取金の使途】 .....	5
第2 【売出要項】 .....	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 .....	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 .....	7
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	8
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 .....	9
第二部 【企業情報】 .....	10
第1 【企業の概況】 .....	10
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	10
2 【沿革】 .....	12
3 【事業の内容】 .....	13
4 【関係会社の状況】 .....	19
5 【従業員の状況】 .....	19
第2 【事業の状況】 .....	20
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 .....	20
2 【事業等のリスク】 .....	23
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	29
4 【経営上の重要な契約等】 .....	39
5 【研究開発活動】 .....	39
第3 【設備の状況】 .....	40
1 【設備投資等の概要】 .....	40
2 【主要な設備の状況】 .....	40
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	41

第4	【提出会社の状況】	42
1	【株式等の状況】	42
2	【自己株式の取得等の状況】	54
3	【配当政策】	54
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	55
第5	【経理の状況】	67
1	【財務諸表等】	68
第6	【提出会社の株式事務の概要】	124
第7	【提出会社の参考情報】	125
1	【提出会社の親会社等の情報】	125
2	【その他の参考情報】	125
第四部	【株式公開情報】	126
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	126
第2	【第三者割当等の概況】	127
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	127
2	【取得者の概況】	129
3	【取得者の株式等の移動状況】	129
第3	【株主の状況】	130
	監査報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月10日
【会社名】	ミアヘルサ株式会社 (旧社名 株式会社日本生科学研究所)
【英訳名】	Miahelsa Corporation (旧英訳名 N I H O N S E I K A G A K U K E N K Y U J O C O . L T D) (注) 2019年2月18日開催の臨時株主総会の決議により、2019年4月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 勇
【本店の所在の場所】	東京都新宿区河田町3番10号
【電話番号】	03-3341-2421(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 高橋 雅彦
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区河田町3番10号
【電話番号】	03-3341-2421(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 高橋 雅彦
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 594,150,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 699,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 209,700,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	300,000(注)2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2020年2月10日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2020年2月26日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち30,000株を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。  
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
4. 上記とは別に、2020年2月10日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式90,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【募集の方法】

2020年3月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2020年2月26日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	300,000	594,150,000	321,540,000
計(総発行株式)	300,000	594,150,000	321,540,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,330円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は699,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2020年3月9日(月) 至 2020年3月12日(木)	未定 (注) 4.	2020年3月16日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年2月26日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2020年3月6日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年2月26日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年3月6日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2020年2月10日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2020年3月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2020年3月17日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2020年2月28日から2020年3月5日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### ① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

##### ② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿中央支店	東京都新宿区新宿三丁目4番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。



#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年3月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
計	—	300,000	—

- (注) 1. 2020年2月26日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。  
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年3月6日)に元引受契約を締結する予定であります。  
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
643,080,000	10,000,000	633,080,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,330円)を基礎として算出した見込額であります。  
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。  
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額633,080千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限192,924千円と合わせた、手取概算額合計上限826,004千円については、保育園開設のための設備投資資金に300,000千円、薬局開設のための設備投資資金に100,000千円に充当する予定であり、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

資金使途の内容及び充当予定時期は以下のとおりであります。

- ・保育園開設のための設備投資資金として300,000千円(2020年3月期:100,000千円、2021年3月期:100,000千円、2022年3月期:100,000千円)
- ・薬局開設のための設備投資資金として100,000千円(2021年3月期:50,000千円、2022年3月期:50,000千円)
- ・借入金の返済資金として426,004千円(2020年3月期:426,004千円)

なお、上記調達資金については、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2020年3月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	300,000	699,000,000	東京都新宿区 青木勇 270,000株 東京都新宿区 青木文恵 10,000株 神奈川県横浜市中区 門倉優里 10,000株 東京都新宿区 青木友紀 10,000株
計(総売出株式)	—	300,000	699,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,330円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数単 位 (株)	申込 証 拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2020年 3月9日(月) 至 2020年 3月12日(木)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一になります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2020年3月6日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

### 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	90,000	209,700,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 90,000株
計(総売出株式)	—	90,000	209,700,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2020年2月10日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式90,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,330円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載した振替機関と同一であります。

### 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1.	自 2020年 3月9日(月) 至 2020年 3月12日(木)	100	未定 (注)1.	みずほ証券株式会社の本店並びに全国各支店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しております。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である青木勇(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年2月10日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式90,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 90,000株
(2) 募集株式の払込金額	未定(注)1.
(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注)2.
(4) 払込期日	2020年4月15日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2020年2月26日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2020年3月6日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2020年3月17日から2020年4月10日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である青木勇、売出人である青木文恵、門倉優里、青木友紀、当社株主である有限会社スリーユ、アルフレッサ株式会社、グリーンホスピタルサプライ株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後180日目(2020年9月12日)までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年2月10日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事証券はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	13,463,808	15,324,013	15,629,399	16,406,634	16,134,543
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△382,017	△25,371	43,633	373,708	221,619
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△92,251	51,498	39,734	308,305	339,765
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000
発行済株式総数 (株)	1,940	194,000	194,000	194,000	194,000
純資産額 (千円)	632,172	682,792	722,597	1,030,919	1,370,676
総資産額 (千円)	8,432,960	8,960,010	7,658,769	8,175,600	8,256,536
1株当たり純資産額 (円)	325,726.86	3,515.78	3,720.96	531.02	706.16
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△47,552.55	265.46	204.82	158.92	175.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.5	7.6	9.4	12.6	16.6
自己資本利益率 (%)	△13.5	7.8	5.7	35.2	28.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	995,351	△95,041
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△178,701	△206,503
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△230,915	92,808
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	1,395,984	1,187,247
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	553 〔566〕	631 〔765〕	706 〔795〕	765 〔823〕	836 〔680〕

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第31期、第32期及び第33期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
9. 第34期及び第35期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。第31期、第32期及び第33期の財務諸表については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。
10. 2016年2月15日開催の取締役会決議により、2016年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
11. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
12. 当社は2016年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第31期、第32期及び第33期の数値については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
1株当たり純資産額 (円)	325.72	351.57	372.09	531.02	706.16
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△47.55	26.54	20.48	158.92	175.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

## 2 【沿革】

提出会社は、1980年代の厚生省（現厚生労働省）の「医薬分業」政策の推進を契機として、調剤薬局の運営に本格的に参入するため、1984年9月に提出会社を設立しました。

当社設立以降の沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
1984年 9月	東京都豊島区駒込に薬局の経営を事業目的とした株式会社日本生科学研究所（現当社）を設立（資本金1,000万円）。「くすりの日生薬局」（駒込店）開局。
1998年 10月	東京女子医科大学の門前薬局である「日生薬局河田町店」開局（現本社所在地）。
1999年 7月	日生福祉学園を設置し、介護・福祉の教育事業開始。
8月	介護事業部を設置し、居宅介護支援・福祉用具サービス等開始。
2000年 1月	本社を東京都豊島区駒込から東京都新宿区河田町に移転（現本社）。
2005年 8月	日生薬局牛込店に無菌調剤室を設置。HIT（在宅輸液療法）事業開始。
2006年 6月	株式会社給食普及会の発行済株式を全株取得し、100%子会社化。
2007年 4月	和光市新倉高齢者福祉センターの指定管理者受託。
2008年 4月	和光市北地域包括支援センターの委託事業開始。
2011年 3月	100%子会社である株式会社給食普及会を吸収合併し、食品事業部を設置。
4月	保育事業部を設置し、東京都認証保育園「日生赤羽駅前保育園ひびき」開園。
9月	埼玉県和光市にサービス付き高齢者向け住宅「日生オアシス和光」開業。同施設と併設して「日生薬局和光店」を開局。クリニックを併設し、地域包括ケアシステムの実現に向けて一体的サービスの提供を開始。
2013年 4月	神奈川県横浜市に認可保育園「日生矢向保育園ひびき」開園。
2014年 5月	独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）の団地再生事業の一環として、東京都西東京市に「日生ケアヴィレッジひばりが丘」開業。同施設と併設して「日生薬局ひばりが丘店」を開局。クリニック・コンビニエンスストアを併設し、地域住民に対し一体的なサービスの提供を開始。
2015年 3月	埼玉県吉川市に介護付き有料老人ホーム「日生オアシス吉川」開業。
2016年 4月	東京都板橋区に「日生薬局小豆沢店」を開局し、同施設と併設して「日生あざさわ保育園ひびき」を開園。
7月	東京都港区に調剤薬局とコンビニエンスストアを一体化した「ファミリーマート+日生薬局御成門店」を開局。
2019年 4月	ミアヘルサ株式会社に会社名を変更。



### 3 【事業の内容】

当社の事業は、医薬事業本部、介護事業本部、保育事業本部、食品事業本部で構成されており、各事業本部の事業内容は次のとおりであります。なお、事業本部による区分は、セグメントと同一の区分であります（食品事業本部は「その他」セグメントに含まれます）。拠点数は本書提出日現在のものです。

なお、非連結子会社である株式会社ブレーンコンサルタントグループ（事業内容：医療施設の経営コンサルタント、医療機器のリース並びにその斡旋・販売）は事業活動を停止し実質的に休眠状態のため記載しておりません。

#### (1) 医薬事業本部

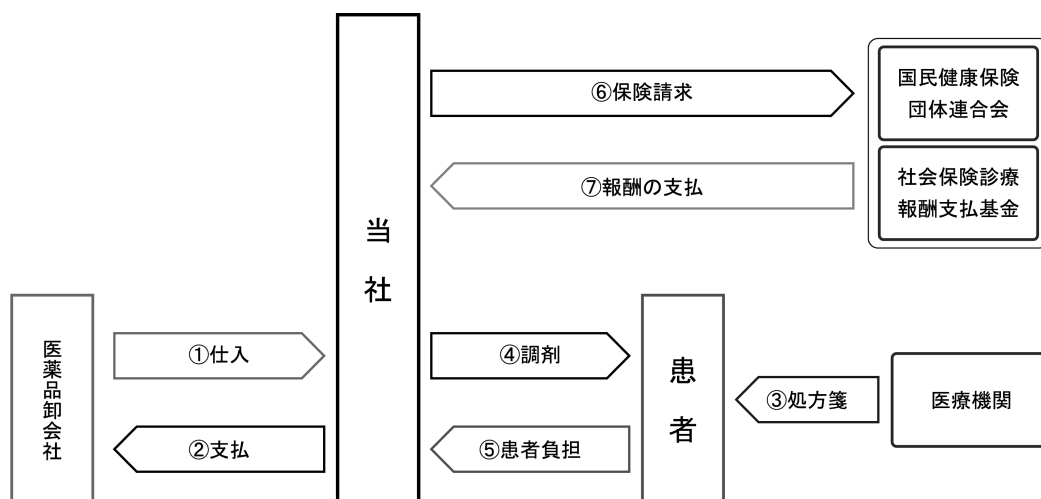
当社は、医療分野における医薬事業として調剤薬局を営んでおります。「日生薬局」という屋号の下で、東京都を中心とした首都圏で41店舗を運営しております。出店形態としては、大型総合病院前の門前型調剤薬局を中心としながら、医療モール等へも出店しており、地域に密着した調剤薬局を展開しております。

日生薬局においては、医療機関の発行する処方箋に基づき、患者様に医薬品の調剤を行う調剤薬局を運営しております。

また、現在、厚生労働省が進めている「かかりつけ薬局」として、服薬情報の一元管理・継続管理や、患者様個々の医薬品や一般用医薬品・健康食品の安全かつ適正使用の指導・助言・健康に対する相談を実施しております。併せて、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるように地域内でサポートし合う「地域包括ケアシステム」の実現に向けた、在宅での服薬指導や24時間の薬相談対応等、薬局が求められている機能の実現に努めております。

なお、調剤による報酬は、健康保険法に基づき、一部負担金を患者様から頂戴し、患者様の負担金以外については国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対して請求を行っております。

医薬事業の事業系統図は、次のとおりであります。



(2) 介護事業本部

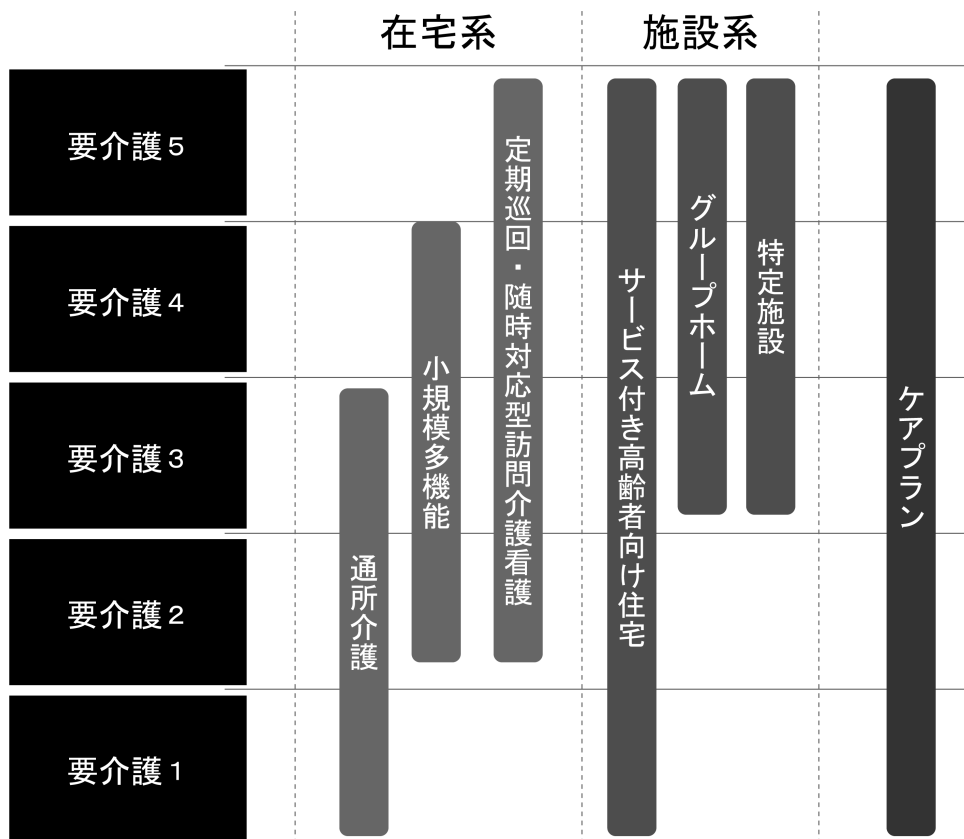
当社は、東京都・埼玉県・千葉県内において、介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく各種介護サービスを提供しております。

以下、当社において提供する介護サービスの種類について、種類別に説明いたします。

サービスの種類	説明	主な規制法	拠点数
居宅介護支援	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランを作成し、様々な介護サービスの連絡・調整等を行います。	介護保険法	8
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー化等が施された住宅に安否確認・生活相談サービスがついた高齢者の方向けの住宅で、有料老人ホームではなく、一般の賃貸住宅扱いとなります。また、居住者の必要に応じて、食事提供、訪問介護等を受けることができる等、居住者のニーズにあった住まい方を選択できます。	高齢者の居住の安定確保に関する法律	7
小規模多機能型居宅介護	利用者の心身の状況や生活環境に応じて、利用者の選択に基づき、通いや訪問、宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。	介護保険法	2
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的としております。主な業務は、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、指定介護予防支援及び要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握等で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されております。	介護保険法	3
通所介護	通所介護は、日中、老人デイサービスセンター等に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰りで提供するサービスであり、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。	介護保険法	13
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。	介護保険法	5
特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等が、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。	介護保険法	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	要介護であり、かつ認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活を送ることを目指します。	介護保険法	3
認知症対応型通所介護	居宅要介護者であり、かつ認知症の高齢者が、老人デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等に通所する場合の、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。	介護保険法	3
福祉用具販売・特定福祉用具販売	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るために必要な福祉用具の貸与・販売を行います。 ※2019年6月末をもって廃止	介護保険法	—
訪問介護	介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスであります。	介護保険法	6

サービスの種類	説 明	主な規制法	拠点数
訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスであります。 また、医師や関係機関と連携をとり、様々な在宅ケアサービスの使い方を提案します。	介護保険法	2
訪問入浴	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスであります。	介護保険法	1
高齢者福祉センター	60歳以上の方々を対象にマシントレーニングや運動教室等の介護予防、パソコンや英会話等の高齢者教養の講座・サークル活動、また、近隣の自治会、婦人会、マンション管理組合、小学校、保育園、PTA等との地域交流を図りながら運営管理を実施しております。	老人福祉法、 介護保険法	1
スポーツクラブ (ヘルスアップセンター)	要介護状態でない方々を対象に、アンチエイジングや健康増進のためのトレーニング、レクリエーションといった、介護保険対象外のサービスを提供しております。	—	1
福祉学園	介護従事者のスキルアップと地位向上に貢献できるように、現場経験豊富な講師陣を迎えて、セミナー・講座を実践しております。	—	1
拠 点 数 合 計			57

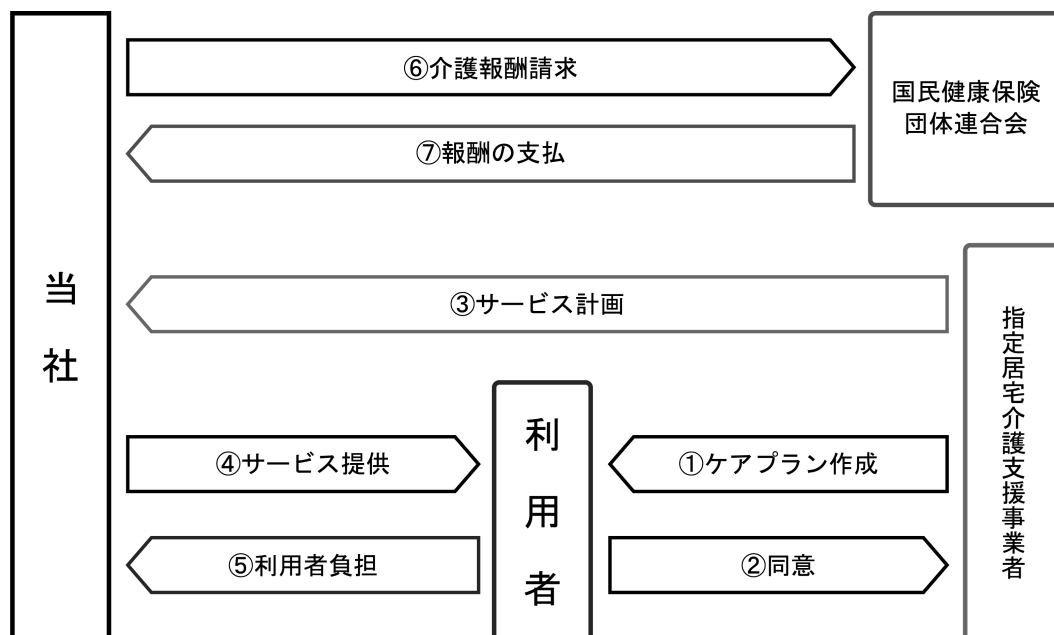
なお、事業の種類による主なサービス対象者（介護度別）は以下のとおりであります。



当社では、これら各種介護サービスを、高齢者の住まいとして開設したサービス付き高齢者向け住宅やグループホームに併設し、地域の利用者様に対しても包括的に複数のサービスを提供できる事業モデルを展開しております。

なお、介護保険による報酬は、介護保険法に基づき、一部負担金を利用者様から頂戴し、利用者様の負担金以外については国民健康保険団体連合会に対して請求を行っております。介護保険による報酬以外のサービス提供（サービス付き高齢者向け住宅の賃料、食事代、生活支援サービス費など）については、利用者様に対して対価の請求を直接行っております。

介護事業の事業系統図は、次のとおりであります。



### (3) 保育事業本部

当社は、東京都内において認可保育所を15園、認証保育所を1園、院内保育所（運営受託）を1園、神奈川県内において認可保育所を3園、千葉県内において認可保育所を3園運営しております。

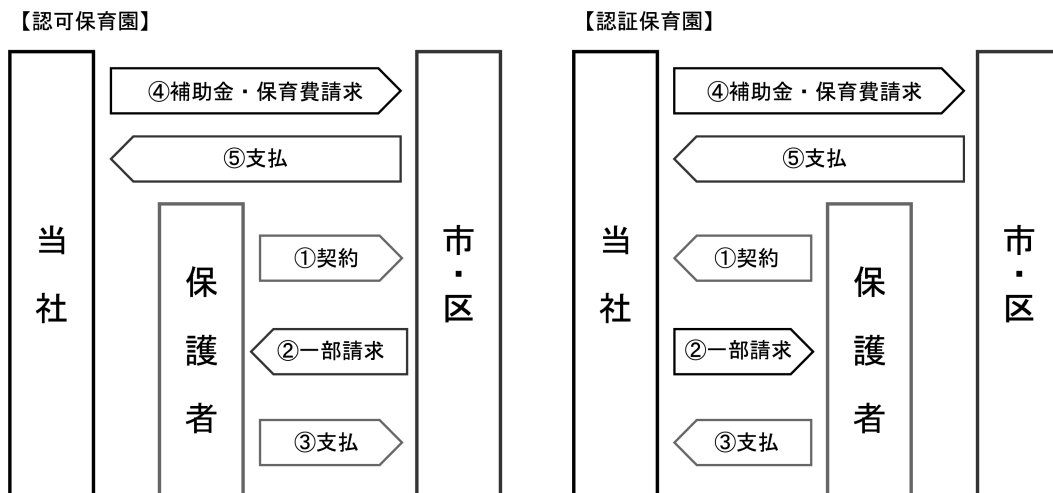
保育所（保育園）とは、児童福祉法に基づく制度であり、開設は各自治体からの要請及び承認により進められます。

保育所（保育園）は、認可保育所（認可保育園）と認可外保育施設の2種類に分類されており、保育の対象となる園児は、保育を必要とする乳児（満1歳未満）と幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまで）となります。児童福祉法に基づいた厚生労働省所管の児童福祉施設である認可保育所は、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事（政令指定都市の市長・中核市の市長を含む）に認可された施設であり、保育所の施設型給付（補助金）が国及び自治体の負担により支給されております。認可外保育施設は、認可保育所以外の施設のことをいいます。東京都においては、現在の認可保育所だけでは応えきれない大都市のニーズに対応しようとする都独自の制度として、大都市の特性に着目した都独自の基準（認証基準）を設定した認証保育所を設けております。認可外保育施設について、当社では東京都の認証保育所（認証保育園）1園のみ運営しております。

なお、保育費の請求に関しては、認可保育所では保護者の一部負担金は各自治体から保護者に請求され、保護者は自治体に支払い、当社は各自治体に補助金も含めて一括請求することで支払いを受けます。

認証保育所では当社と保護者が契約し、保育費用を当社から保護者に請求して支払いを受け、補助金を各自治体に請求して支払いを受けることになります。

保育事業の事業系統図は次のとおりであります。

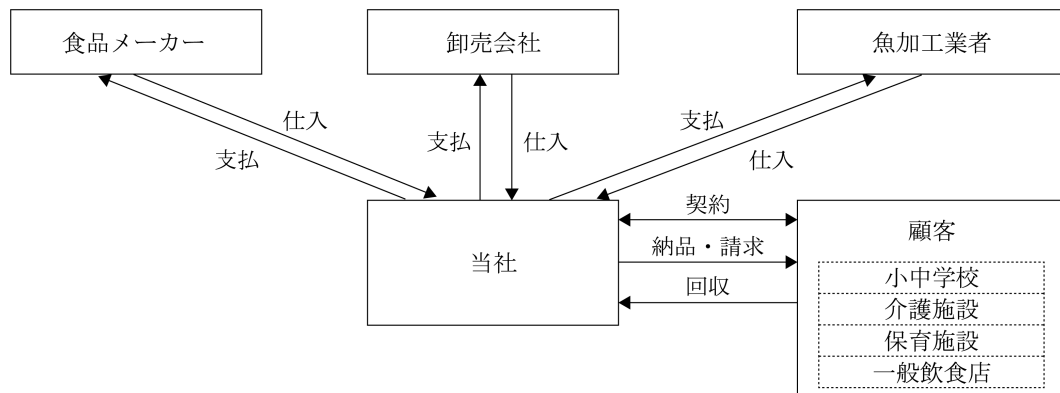


(4) その他（食品事業本部）

食品事業本部においては、足立区・葛飾区の公立小中学校約170校に対する給食用食材、及び同区内の保育園・介護施設、その他一般飲食店等に対する食材の卸売業をしております。

また、株式会社ライドオンエクスプレスの運営する宅配寿司チェーン「銀のさら」のフランチャイジーとして足立区内に3店舗展開しています。

食品事業(食品卸)の事業系統図は次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
936 [649]	34.0	4.8	4,005

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬事業	185 (99)
介護事業	264 (308)
保育事業	427 (140)
その他	24 (101)
全社(共通)	36 (1)
合計	936 (649)

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から他社への出向者及び派遣社員を除き、正社員、契約社員、嘱託社員を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、登録社員)は、最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を( )外数で記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与については、臨時雇用者数を除いて算出しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

##### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、「少子高齢化社会の課題に挑戦し、地域社会を明るく元気にする」を経営理念として、0歳から高齢者までの健康と生活を守る企業として社会に貢献し、医薬、介護、保育事業の連携により「地域包括ケアシステム」の実現をコア・コンピタンスとして、利用者様や地域社会の信頼を確立してまいりたいと考えております。

#### (2) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社の経営環境は「少子高齢化社会」で表現されるように、団塊の世代が75歳になる2025年には全人口の3人に1人が高齢者となり、高齢者はその後も増加していくと推計されています。又、少子化により児童数は減少していますが、働く女性が増え東京圏に人口が集中していることから東京圏では待機児童が発生し、政府も待機児童の解消に向けて予算を大幅に増額するなど、保育ニーズは高い状況にあります。

現在、厚生労働省は高齢化社会への対応策として「地域包括ケアシステム」を推進し、医療、介護、生活支援、高齢者住宅の整備に取り組んでおり、当社はこうした市場環境を活かし、「地域包括ケアシステム」の担い手として、当社経営理念である「少子高齢化社会の課題に挑戦し、地域社会を明るく元気にする」の実現に向け、当社の医薬、介護、保育事業の連携により、「地域包括ケアシステム」を実現し、「命を支える企業」として信頼のブランドを確立させるべく、行政方針に沿った経営戦略をいち早く採用することで事業の成長を実現する方針です。

地域包括ケアシステムの実践例として、当社はこれまでに、日生オアシス和光（官民協働モデル）、日生ケアヴィレッジひばりが丘（団地再生モデル）の実績があります。国策に沿った複合的なサービスを一体提供することによって「地域包括ケアシステム」を実現できることは3事業を展開している当社の特徴であると考えております。この当社の特徴を活かしつつ、行政や大手デベロッパーと協力して、高い収益性を確保できる地域包括ケアシステムのさらなる開発を推進し、少子高齢化社会の課題解決をもって地域社会に貢献してまいります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、事業計画の達成状況に関するチェックと対策に月次単位で取り組んでおり、具体的には、損益報告による計画と実績の差異について検討と対策を実施し、併せて事業本部別に計画達成のキーとなるKPIを設定して、計画と実績の差異について検討と対策を実施しています。

以下、事業セグメント別のKPIについて説明いたします。

##### ① 医薬事業

###### a 処方箋枚数

来客数を表すKPIです。

###### b 処方単価

客単価を表すKPIです。なお、処方単価は大きく分けて、薬剤料単価（医薬品自体の売価）と技術料単価（各種調剤加算）に分解されます。

###### c 後発品調剤率

調剤のうち、後発品（ジェネリック医薬品）を処方した割合です。国の方針として、80%の後発品調剤率を目指しており、診療報酬もこれに応じた設定がなされております。国が定める率を満たすことで、後発医薬品調剤体制加算がとれ、技術料単価が上昇することからKPIとしております。

###### d かかりつけ薬剤師指導料（件数）

国の方針として掲げる「かかりつけ薬剤師」としての調剤を行った際に得られる加算（技術料）です。勤続年数等の一定の基準を満たした薬剤師が患者様から「かかりつけ薬剤師」の同意書を得ることにより算定できます。かかりつけ薬剤師としての処方件数が増えることで、技術料の増加につながるのと同時に、リピーターの増加にもつながることからKPIとしております。



e 在宅処方件数

地域包括ケアシステムを推進する中では、来局した患者様に対する対応だけではなく、介護施設や患者様のご自宅へ薬剤師が訪問し、在宅処方を行うことが求められます。一定以上の在宅処方を行うことで、技術料の増加につながることからKPIとしております。

②介護事業

a サービス付き高齢者向け住宅の入居率

サービス付き高齢者向け住宅（日生オアシス）を地域拠点としたドミナント方式の事業展開を図る当社にとって、入居率の向上と安定推移は、付帯する介護サービス（デイサービス、訪問介護等）の利用者数増加につながるため、KPIとしております。

b 平均要介護度

介護報酬の金額は要介護度によって決定されるため、KPIとしております。

c デイサービス（通所介護）の利用者数

デイサービスは、施設規模に対する利用者数が適正に高い水準であることが重要になるため、KPIとしております。

③保育事業

a 受入児童数

保育園は児童の年齢別に定員が設定されており、受入児童数が定員に近い水準で推移することが経営上も重要であるためKPIとしております。

b 保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数

保育士の採用について、採用説明会等へのエントリーを増やし、園見学へとつなげ、選考面接・内定への成約数を向上させることで、安定的な園運営、及び保育園数の拡大が可能になるため、KPIとしております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

①少子高齢化社会の到来に伴う国の財政逼迫と各種政策補助の減少

少子高齢化社会の到来による高齢化率の上昇は、医療費・介護費の増大を招き、国は医療費・介護費を抑制しています。国の財政難による薬価や介護報酬引き下げは、調剤薬局と介護事業を運営する当社の売上の減少という形で経営に大きく影響することから、国の方針への早期対応により調剤報酬・介護報酬の各加算項目の早期取得を志向し、医薬・介護・保育事業の機能をワンストップで提供することによって、売上を伸ばす必要があるものと認識しております。

②待機児童の減少

少子化による待機児童の減少によって保育園の入園希望者が減少する懸念があります。当社は、待機児童率が高い市区町村（特に東京圏の駅前立地）を条件として計画的に認可保育園の開園を進めつつ、公設保育園の民間委託や学童保育といった、多様な保育サービスのバランスある展開を進めてまいります。

③有資格者の確保

当社事業においては、薬剤師、介護福祉士、保育士といった有資格者の確保が必要不可欠であります。新卒・中途問わず、地方における採用を強化し、各資格者の専門性を活かした事業本部別の就業体系を構築し、柔軟な勤務環境を整備することで人財の育成・強化を図ります。

④企業競争力の強化

ブランディングプロジェクトを立ち上げ、各事業本部のコンセプトを明確にした活動に取り組み、地域集中出店（ドミナント出店）を意識した開発を行うことにより、地域の認知度を高め、ブランド力を強化いたします。

⑤女性管理者の育成

店舗及び施設管理のための管理者の育成が課題であります。当社の職員は薬剤師・介護福祉士・保育士等の資格を持つ女性が多い点が特徴であり、女性管理者の登用のために、積極的に管理者教育を進めてまいります。

⑥業務の効率化

労働集約型の事業、併せて多店舗展開を行っている当社にとって、各拠点で行う業務の効率化と本社部門で行うデータの収集・分析は収益に直結することから、IT化による業務の効率化が課題と考えております。

⑦自己資本比率の向上

財務上の課題として自己資本比率の向上が必要と考えており、有利子負債を圧縮することによる総資産の軽減に取り組み、併せて戦略的投資による成長分野の収益拡大とキャッシュ・フローの充実を行い、着実な利益拡大により自己資本比率の向上を図ります。

## 2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日において当社が合理的であると判断したものであります。

### 1. 全社共通事項について

#### 1. 有資格者の採用について

当社の医薬事業（調剤薬局）、介護事業、及び保育事業においては、資格要件を充足した従業員による役務提供を義務付けられており、かつ、法令等による人員基準の定めがあることから、事業運営上、薬剤師・介護福祉士・保育士といった有資格者の採用が継続的に必要となります。当社は、有資格者の積極的な採用活動を行っていますが、これら有資格者の確保が困難な状況になった場合、新規事業所開設遅延や既存事業所の運営計画の修正等が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 2. 個人情報管理について

当社は、利用者情報（病歴及び薬歴など含む）などの個人情報を個人情報保護法等に基づき取得・保管し、取り扱っております。個人情報の適正な取得及び利用管理を行うため、当社では個人情報保護規程を定め、全社員への教育研修等を通して、個人情報の漏洩防止に努めております。また、プライバシーマークの取得を行い、個人情報保護についての管理水準の維持・向上を図っております。

しかしながら、当社において、万一個人情報の漏洩があった場合、利用者に対する損害賠償の発生や当社に対する行政処分、それらに伴う社会的信用の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 3. 食品の衛生管理について

当社は、介護事業、保育事業において利用者・園児に食事等を提供するとともに、食品事業では、食材を学校・施設等に提供しております。これらの事業においては、食品衛生法に基づき、厳正な食材管理及び衛生管理を実施し、食中毒や異物混入等の事故を起こさないよう厳格な管理をしております。

しかしながら、万一事故が発生し、当社の利用者である高齢者や園児を含む年少者等の症状が重篤化するなどした場合、利用者に対する損害賠償の発生や社会的信用の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 事業所開設について

当社の医薬事業、介護事業、保育事業においては、事業所の立地が業績を左右する重要な要素となるため、当社においては、事業所の開設にあたり緻密なマーケティングを行い、採算性の評価を十分に行った上で事業所開設の意思決定をしております。

しかしながら、当社の事業所開設基準を満たす立地が確保できない場合、新規事業所の開設が進まないことにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、介護事業所及び保育園の開設については、自治体からの公募を受け新規事業所の開設を行っているため、待機児童数の減少等、需要の減少により、自治体からの公募が減少し、当社の事業所開設計画に大幅な乖離が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 長期賃貸借契約の締結について

介護事業におけるサービス付き高齢者向け住宅・グループホーム等の開設、及び保育事業における保育園の開設にあたっては、土地及び建物等の設備投資リスクを抑制するために、長期にわたる賃貸借契約を締結しております。

今後、事業環境の変化等により、当社の施設利用者が減少し、運営事業所の採算が計画を下回る等の事象の発生により、事業所の閉鎖を余儀なくされる場合、当該契約の中途解約による違約金などの支払いが発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 6. 減損会計の適用について

当社の保有する固定資産は、その大半が事業所の運営に供されておりますが、事業環境の変化や経済的要因により、収益性が著しく低下し、事業所ごとの投資回収が不可能となった場合、固定資産の減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 7. 消費税等の影響について

医薬事業・介護事業における保険売上は消費税法により非課税となる一方で、医薬品等の仕入は同法により課税されております。このため、当社は消費税等の最終負担者となっておりますが、今後、消費税率が改定され、調剤報酬がその消費税率の上昇分に連動する形で改定されない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 8. 業績の季節変動について

当社においては、医薬事業の調剤売上が全体の50%超を占めております。調剤売上はその性質上、インフルエンザや花粉症等疾患の流行する時期に偏重する傾向にあり、これらの疾患の流行状況によって処方箋が増減するため、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社における保育所の新規開設は、4月に開園するものが大部分となっております。新規開設については、第3四半期～第4四半期（10月～3月）に開設準備費用等が先行的に発生する一方で、第4四半期（3月）に保育園開設に係る施設等補助金収入が多額に計上される傾向にあることや、施設等補助金の支給決定は第4四半期（3月）に行われるものの、入金は翌期に行われるため、期末に施設等補助金に係る未収入金が計上され、併せて新規開設の設備投資費用を賄うための短期借入金（当座借越等）が第4四半期に発生する事業特性があります。

#### 9. 資金調達について

当社は、新規事業所の開設資金・内装改装費等の設備投資資金の大部分を金融機関からの借入金によって調達しております。したがって、急激な金利変動など金融情勢の変化が生じ、金利負担が増加した場合や、計画通りの資金調達ができない場合には、新規事業所の開設ができないことにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 10. 補助金の使途制限について

当社の主に保育事業において、保育園設備等の特定の支出に対する補助金や、従業員の処遇改善に係る補助金など、使途制限がある補助金を受給しております。これらの補助金については、年度ごとに実績報告書を自治体に提出し、補助金を当該使途に充当したことを証明しておりますが、当該使途に基づく支出が行われない場合、または、補助金を原資として配当を行っているなど監督官庁から認定された場合には、補助金の受給に影響を及ぼす可能性があります。

#### 11. 代表取締役社長への依存について

当社の代表取締役である青木勇は、当社の創業者であります。同氏は当社の全事業に精通しており、経営戦略等の策定において重要な役割を果たしております。当社では、役員等への権限委譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築により、同氏に過度に依存しない経営体制を整備しておりますが、何らかの事情により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 12. 風評等の影響、地域との関係について

当社のサービスは、利用者やその家族のみならず、地域の方々からの信頼のもとに成り立っているものと認識しており、日頃から従業員に対して経営理念の浸透や高品質なサービス提供をするよう指導や教育を行っております。しかしながら、当社が事業を展開する業界において、介護施設や保育園における事故等、安全性をおびやかすような事象が発生し、当社に不利益な風評が流れた場合には、当社サービスに対して、報道等により消費者の不安心理が高まり、利用者が減少する等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

13. 自然災害・感染症について

当社は、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県内に事業拠点を有しており、地震や水害等の大規模な自然災害が発生した場合に備えて、リスク管理規程を制定し、また、BCP（事業継続計画）を策定しております。しかしながら、当社の想定を上回る規模で自然災害が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、感染症の流行や拡大により、事業所の稼働ができなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

14. 大株主について

当社の代表取締役である青木勇は、当社の大株主であり、自身の財産保全会社である有限会社スリーユ及び親族の所有株式数を含めると、本書提出日現在で発行済株式総数の89.4%を所有しております。

本売出しによって所有株式の一部を売却する予定ではありますが、引続き大株主となる見込みです。

同人は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

当社と致しましても、同人は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である同人の株式が減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

15. ストック・オプション等による株式の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対して、経営への参画意識を高めるため、ストック・オプション等のインセンティブプランを採用しております。これらのストック・オプション等が行使されれば、既存の株主が有する保有株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は、268,000株であり、発行済株式総数の13.8%に相当しております。

## II. 医薬事業（調剤薬局）について

### 1. 医薬事業の法的規制等について

当社の医薬事業においては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）、健康保険法、薬剤師法に基づく各種許認可、免許、登録、届出等により、厚生労働省及び都道府県保健福祉部の監督の下、保険薬局及び調剤薬局を営業しております。当社は、手順書・マニュアルの整備・運用、法令研修の実施を行い、関連法令の遵守に努めておりますが、関連法令に違反した場合、または関連法令が改正された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

関連法令の主な内容は下表のとおりであります。

許可、登録、指定、免許の別	関連する法令	登録等の交付者
薬局開設許可	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
保険薬局指定	健康保険法	各地方厚生局長
麻薬小売業者免許	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
生活保護法指定医療機関指定	生活保護法	各都道府県知事
被爆者一般疾病医療機関指定	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	各都道府県知事
結核指定医療機関指定	結核予防法	各都道府県知事
労災保険指定薬局指定	労働者災害補償保険法	各労働局長
指定自立支援医療機関指定	障害者自立支援法	各都道府県知事
高度管理医療機器販売業許可	医薬品医療機器等法	各都道府県知事

### 2. 薬価基準及び調剤報酬の改定について

調剤薬局の売上高は、健康保険法に定められた薬価基準に基づく薬剤収入と、同法に定められた調剤報酬点数に基づく調剤技術に係る収入を主として構成されております。したがって、薬価基準の改定によって薬価が引き下げられた場合、当社では、仕入価格においても引き下げを実現すべく、医薬品卸業者との協議を講じておりますが、協議動向により仕入価格の引き下げ幅と薬価引き下げ幅が乖離し、薬価差益が減少することになる可能性があります。また、薬価以外においても、調剤技術に係る報酬が法改正によって引き下げられた場合、調剤技術に係る収入が減少する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2012年4月1日以降の薬価の改定は下表のとおり実施されております。

改定年月日	2012年4月1日	2014年4月1日	2016年4月1日	2018年4月1日	2019年10月1日
改定率(%)	△6.00	△5.64	△5.57	△7.48	△4.35

(注) 1. 2014年4月の薬価改定率は、消費税率の引上げ分(+2.99%)を差引いて表示しております。

2. 2019年10月の薬価改定率は、消費税率の引上げ分(+1.95%)を差引いて表示しております。

### 3. 調剤過誤について

当社では調剤過誤の防止のため、調剤過誤の自動チェックシステムを導入する等の対策を講じているとともに、危険薬剤等については薬剤師が重点的に鑑査を実施しております。また、万一に備え「薬剤師賠償責任保険」に加入することで当社の業績への影響を緩和する措置を講じております。

しかしながら、万一重大な調剤過誤が発生した場合、賠償金の支払いや、それに伴う利用者の信用及び社会的信用の低下を招くことにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 他社との競合について

当社が運営している調剤薬局は、大型総合病院前に開局される門前型調剤薬局を主としております。今後、当社が処方箋を応需している大型総合病院の敷地内に他社が薬局を開局した場合、当社の調剤薬局の来店者数が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### III. 介護事業について

#### 1. 介護事業の法的規制等について

当社の介護事業の主要なサービスである在宅介護事業（サービス付き高齢者向け住宅の併設サービス含む）は、介護保険法の適用を受けるサービスであるため、介護保険制度の影響を受けることになります。

介護保険制度は、3年毎に介護保険法の改正と共に介護報酬の改正が行われており、また、これに合わせて3年を1期とする市区町村における介護保険事業計画の策定が行われております。したがって、法令の改正により事業内容の変更を余儀なくされる場合や、介護報酬の引き下げ、介護サービス料金の自己負担割合の引き上げ等、介護給付費の伸びを抑えるための制度改正や報酬改定が行われた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 2. 利用者の安全管理・健康管理について

当社がサービスを提供する利用者は、介護度の高い高齢者が多いことから、転倒や誤嚥、誤薬、離脱等によって生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、デイサービス、グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等においては、食事等の介護サービスが行われており、食中毒、集団感染等の危険性が相対的に高いと考えられます。当社は、介護手順や事故防止対策等については長年の実績に基づいて従業員の訓練や業務マニュアルの遵守による業務の実施を行っておりますが、万一、事故や食中毒等が発生し当社の管理責任が問われた場合、当社の社会的信用が低下するとともに、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 3. 他社との競合について

当社事業所の近隣地域に同種サービスの他社事業所が増加した場合、サービスの需要が飽和状態となり、当社事業所の稼働率が低下し、利用者の増加が見込めなくなる等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### IV. 保育事業について

#### 1. 保育事業の法的規制等について

当社保育事業において運営する保育園は、主に児童福祉法に基づき許認可を受ける認可保育園となっております。

今後、同法に基づく許認可や認証の基準、人員・運営基準、公定価格、補助金制度などの変更等が行われた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、保育事業に関する主な法的規制は次のとおりであります。

事業内容	法令名	目的及び内容	監督官庁
子育て支援事業	食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び公衆衛生の向上、増進を図る見地から食品の規格・添加物・衛生管理・営業許可等が定められている。	厚生労働省及び都道府県・政令指定都市・特別区の保健所
	児童福祉法	児童の健やかな育成のための児童福祉施設の種類、国・地方公共団体の施策、費用負担等が定められている。	厚生労働省、都道府県及び市町村

## 2. 園児の安全管理について

当社がサービスを提供する園児は乳幼児であることから、転倒や異物誤飲、窒息等によって生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、保育園においては食事の提供が行われており、食中毒、集団感染等の危険性が相対的に高いと考えられます。当社は、保育手順や事故防止対策等については、職種別・階層別研修による従業員の訓練や職種別委員会の開催、業務マニュアルの遵守による業務の実施を行っておりますが、万一、事故や食中毒等が発生し当社の管理責任が問われた場合、当社の社会的信用が低下するとともに、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 少子化や待機児童数等の環境について

当社では、女性の就業率上昇が進むことを念頭に政府が掲げた待機児童ゼロの達成目標を受けて、今後も自治体による待機児童解消に向けた取り組みが継続するものと考えております。

しかしながら、少子化、待機児童の減少等の理由により、入園する児童数が当初の見込みを下回った場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 他社との競合について

保育園の開設は自治体の審査基準によって選ばれます。したがって、競合他社が同自治体への保育園開設申請を行うことにより、当社の保育園開設計画が予定通り進捗しない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## V. 食品事業について

### 1. 商品の品質評価について

当社は、利用者に安心・安全な食品をお届けするために、食品衛生法及び関連法令の遵守並びにJAS法等の基準に基づいた商品の販売を行っております。しかしながら、予期せぬ商品のトラブル等が発生し、当該商品を販売した当社に対する風評等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。



### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### ① 経営成績及び財政状態の状況

第35期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当事業年度における業績は、前年同期比で減収・増益となりました。

介護事業及び保育事業において、それぞれ利用者数及び園児数が順調に推移したものの、医薬事業において、2018年4月に実施された診療報酬改定による処方箋単価（販売価格）の大幅な低下の影響に加え、当社が門前に薬局を構えている病院の事業継承による患者数の減少が大きく響き、売上高・利益面ともに減収・減益で推移し、介護事業及び保育事業の増益幅を上回りました。

この結果、介護事業・保育事業の増益及び医薬事業の減益により、売上高16,134百万円（前年同期比1.7%減）、営業利益217百万円（前年同期比42.6%減）、経常利益221百万円（前年同期比40.7%減）となりましたが、特別利益に計上された保育園開設に伴う設備補助金が前年同期比で増加したことに加え、特別損失に計上された減損損失が前年同期比で減少したことで、税引前当期純利益は増加し、当期純利益339百万円（前年同期比10.2%増）となりました。

#### <セグメントごとの経営成績>

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

##### (医薬事業)

当事業年度において、4店舗開設し、1店舗を閉店いたしました。

当社が多く門前に出店している特定機能病院等の大学病院が地域の医療機関への逆紹介を推進していることにより、患者数が減少している中、当社が長年培ってきた専門的な知識を活かして、地域の方のために健康に関する情報発信などを行いながら処方箋応需枚数の増加に努めて参りました。しかしながら、2018年4月に実施された診療報酬（薬価・調剤報酬）改定による処方箋単価（主に薬剤料単価）の低下、及び当社が門前に薬局を構えている病院の事業継承による患者数の大幅な減少の影響などにより、売上高・利益面ともに厳しい状況で推移いたしました。

この結果、売上高9,197百万円（前年同期比7.1%減）、セグメント利益531百万円（前年同期比36.4%減）となりました。

なお、当事業年度末における調剤薬局店舗数は、40店舗（前事業年度末比+3店舗）となりました。

##### (介護事業)

当事業年度において、1事業所（定期巡回事業所）開設し、2事業所（訪問看護事業所、居宅介護支援事業所）閉鎖いたしました。

2018年3月期はオアシス柏豊四季（2017年6月開設）の入居者の確保が伸び悩んでおりましたが、入居促進方法を抜本的に改革することにより、入居率が大幅に改善いたしました。デイサービスについては、組織の管理体制の刷新による運営方法の改善の結果、利用者数の純増とサービス提供時間区分の見直し・変更により売上の回復が進みました。

また、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームの既存事業所においても入居率90%超の高水準を維持することができました。

利益面につきましては、利益率の大幅な改善を図るべく、昨年度から継続的にコスト削減に努めてまいりました。

この結果、売上高3,228百万円（前年同期比0.9%増）、セグメント利益130百万円（前年同期は、セグメント損失73百万円）となりました。

なお、当事業年度末における介護事業所数・施設数は、59事業所（前事業年度末比△1事業所）となりました。

#### (保育事業)

当事業年度において、認可保育園2園（東京都板橋区及び墨田区）開設、委託保育園1園（立川市の独立行政法人国立病院機構災害医療センター内）受託、板橋区の既存保育園1園において規模の拡大を行いました。また、認証保育園1園（東京都北区）を閉園いたしました。

認証保育園において、近隣の環境変化による園児数の減少に伴う売上減少の影響がありましたが、2017年4月開設の認可保育園2園、2018年4月開設の認可保育園2園の園児数が順調に増加したことにより、業績拡大に寄与いたしました。

この結果、売上高2,838百万円（前年同期比14.8%増）、セグメント利益230百万円（前年同期比22.1%増）となりました。

なお、当事業年度末における運営保育園数は、20園（前事業年度末比+2園（うち委託院内保育1園））となりました。

#### (その他（食品事業）)

当事業年度において、学校給食部門及び当社がフランチャイジーとして店舗展開している「銀のさら」（3店舗）の売上が堅調に推移しました。一方で、販売管理体制や本部機能の強化を図ったことで人件費等のコストが増加しました。

この結果、売上高869百万円（前年同期比4.8%増）、セグメント利益18百万円（前年同期比2.7%減）と増収・減益となりました。

#### <財政状態の状況>

##### (資産)

当事業年度末における流動資産は、3,918百万円となり、前事業年度末に比べ44百万円減少いたしました。これは主に売掛金が147百万円、未収入金が96百万円、商品が79百万円及び、前払費用が59百万円増加したものの、現金及び預金が432百万円減少したため、全体として減少しております。

固定資産は、4,338百万円となり、前事業年度末に比べ125百万円増加いたしました。これは主に保育園の開設に伴い建物附属設備が34百万円、差入保証金が36百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、8,256百万円となり、前事業年度末に比べ80百万円増加いたしました。

##### (負債)

当事業年度末における流動負債は、4,635百万円となり、前事業年度末に比べ180百万円増加いたしました。これは主に未払金が66百万円、一年以内返済予定長期借入金が92百万円、買掛金が79百万円及び未払法人税等が76百万円減少したものの、短期借入金が496百万円増加したため、全体として増加しております。

固定負債は、2,249百万円となり、前事業年度末に比べ439百万円減少いたしました。これは主に社債が188百万円増加したものの、長期借入金が373百万円及び退職給付引当金が206百万円減少したため、全体として減少しております。

この結果、負債合計は、6,885百万円となり、前事業年度末に比べ258百万円減少いたしました。

##### (純資産)

当事業年度末における純資産は、1,370百万円となり、前事業年度末に比べ339百万円増加いたしました。これは主に当期純利益を計上したことにより利益剰余金が339百万円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は16.6%（前事業年度末は12.6%）となりました。

第36期第3四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当第3四半期累計期間（2019年4月1日～2019年12月31日）の医薬事業では、2019年10月に実施された薬価改定や2%の消費税増税など、事業環境が更に厳しくなりました。そのような状況の中、地域社会から信頼される薬局として「かかりつけ薬剤師」「かかりつけ薬局」の機能の強化に努めたほか、「在宅業務」の推進などにより、収益確保にも取り組んでまいりました。介護事業においては、多様化する介護ニーズに応えるべく、介護人材の育成、強化と定着による介護サービスの質の向上に努めてまいりました。また、保育事業においては、保育士を中心とした研修会の実施や、保育士等の採用活動への注力により、人材の安定確保を行うことで保育サービスの質の向上に努めたほか、来年度開設予定の保育園の開園準備に注力してまいりました。

この結果、売上高12,515百万円、営業利益360百万円、経常利益352百万円、四半期純利益255百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### ①医薬事業

当第3四半期累計期間では、1店舗開店、1店舗閉店いたしました。

当社が多く展開している総合病院前の調剤薬局では、大病院に集中している患者を地域のクリニックへ紹介するいわゆる「逆紹介」の影響もあり来店数は減少したものの、その他の地域で展開している調剤薬局においては、前期に開設した薬局を中心に新規クリニック開院や総合病院からの逆紹介による来店数の増加により、処方箋枚数は純増しております。

また、抗HIV薬、抗がん剤や肝炎薬等の高額薬品の処方の増加に加え、患者様に選ばれる「かかりつけ薬局」としてサービスの充実による加算取得、および後発医薬品調剤体制加算の取得店舗数を着実に伸ばしたことで、処方箋単価も順調に上昇いたしました。

この結果、売上高は、7,071百万円、セグメント利益は456百万円となりました。

なお、当第3四半期会計期間末における調剤薬局店舗数は、40店舗（前事業年度末比±0店舗）となりました。

#### ②介護事業

当第3四半期累計期間において、福祉用具貸与・販売事業所の閉鎖により売上が減少いたしました。また、通所介護を中心に有資格者の追加配置による体制加算の追加取得等により売上の増加に努めてまいりましたが、度重なる台風によりデイサービスを中心とした通所介護事業所が数日休止となったことや、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の自然減による入替等により、利用する介護サービスが一時的に減少したことなども影響し、売上は減少しました。

しかしながら食事サービスの外注による業務の効率化、また、継続的に進めてきたコストの適正化などにより、利益率の改善に努めてまいりました。

この結果、売上高は、2,417百万円、セグメント利益は、134百万円となりました。

なお、当第3四半期会計期間末における介護事業所数・施設数は、57事業所（前事業年度末△2事業所）となりました。

#### ③保育事業

当第3四半期累計期間において、東京都豊島区、葛飾区及び千葉県船橋市に新たに認可保育園3園を開設いたしました。

業績につきましては、2019年3月末に認証保育園を1園閉園したことによる売上の減少がありつつも、2018年4月に開設した認可保育園（2園）と、2019年4月に開設した認可保育園（3園）および2019年4月から定員変更をした認可保育園（3園）の園児数が順調に増加したことにより業績に貢献いたしました。

この結果、売上高は、2,393百万円、セグメント利益262百万円となりました。

なお、当第3四半期会計期間末における運営保育園数は、23園（前事業年度末比+3園）となりました。

#### ④その他（食品事業）

当第3四半期累計期間において、学校給食部門を中心に、効率的な物流体制の構築に注力したほか、営業エリア内にて、新規取引先の確保に努めてまいりました。

業績につきましては、当社がフランチャイジーとして店舗展開している銀のさら（3店舗）が堅調に推移いたしました。学校給食部門では大型連休の影響を受け、配食数が減少したことで売上高は減少いたしました。事業部全体で人員配置の見直し等によるコスト削減に努め、利益の確保に努めてまいりました。

この結果、売上高は、634百万円、セグメント利益11百万円となりました。

#### （資産）

当第3四半期会計期間末における流動資産は、4,143百万円となり、前事業年度末に比べ225百万円増加いたしました。これは主に未収入金が315百万円減少したものの、現金及び預金が372百万円、売掛金が97百万円、及び商品が77百万円増加したため、全体として増加しております。

固定資産は、4,578百万円となり、前事業年度末に比べ239百万円増加いたしました。これは主に有形固定資産が269百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、8,722百万円となり、前事業年度末に比べ465百万円増加いたしました。

#### （負債）

当第3四半期会計期間末における流動負債は、5,258百万円となり、前事業年度末に比べ622百万円増加いたしました。これは主に賞与引当金が108百万円、1年内返済予定の長期借入金等が75百万円減少したものの、短期借入金467百万円、未払金が138百万円、及び買掛金が90百万円増加したため、全体として増加しております。

固定負債は、1,837百万円となり、前事業年度末に比べ412百万円減少いたしました。これは主に資産除去債務が25百万円増加したものの、長期借入金322百万円、長期未払金が72百万円、及び社債が20百万円が減少したため、全体として減少しております。

この結果、負債合計は、7,096百万円となり、前事業年度末に比べ210百万円増加いたしました。

#### （純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産は、1,626百万円となり、前事業年度末に比べ255百万円増加いたしました。これは主に四半期純利益を計上したことにより利益剰余金が255百万円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は18.6%（前事業年度末は16.6%）となりました。

## ② キャッシュ・フローの状況

第35期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前事業年度末と比較して208百万円減少し、1,187百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は95百万円（前年同期は995百万円の収入）となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益452百万円、減価償却費300百万円であり、主な減少要因は、退職給付引当金の減少額206百万円、法人税等の支払額193百万円、売上債権の増加額147百万円であります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は206百万円（前年同期は178百万円の使用）となりました。主な増加要因は、定期預金の払戻による収入266百万円であり、主な減少要因は、有形及び無形固定資産の取得による支出391百万円、定期預金の預入による支出54百万円であります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、得られた資金は92百万円（前年同期は230百万円の使用）となりました。主な増加要因は、短期借入金の増加額496百万円、社債の発行による収入245百万円、長期借入による収入150百万円であり、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出615百万円、割賦債務の返済による支出100百万円であります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 仕入実績

第35期事業年度及び第36期第3四半期累計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第35期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)	第36期第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
医薬事業 (千円)	6,252,557	95.0	4,797,343
介護事業 (千円)	194,942	97.9	120,184
保育事業 (千円)	78,771	117.8	62,908
その他 (千円)	540,044	103.3	404,616
合計	7,066,315	95.9	5,385,053

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。  
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 「その他」には食品事業が含まれます。

b. 販売実績

第35期事業年度及び第36期第3四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第35期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)	第36期第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
医薬事業 (千円)	9,197,504	92.9	7,071,376
介護事業 (千円)	3,228,969	100.9	2,417,281
保育事業 (千円)	2,838,845	114.8	2,393,023
その他 (千円)	869,223	104.8	634,210
合計	16,134,543	98.3	12,515,892

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 「その他」には食品事業が含まれます。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

### ① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。詳細については、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。

### ② 経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に関する認識及び分析・検討内容

#### a. 経営成績の分析

第35期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

##### (売上高)

当事業年度の売上高は、16,134百万円と、前事業年度に比べ1.7%、272百万円の減収となりました。これは、主に介護事業における新規開設による増加及び保育事業における既存園の補助金の増加、新規保育園の園児数が順調に増加したものの、医薬事業において、2018年4月に実施された診療報酬改定による処方箋単価（販売価格）の大幅な低下の影響に加え、当社が門前に薬局を構えている病院の事業承継による患者数の減少の影響を受けたことによるものです。

以下、各事業における経営指標（KPI）の分析です。

##### (医薬事業)

以下の5つをKPIとしております。

(a) 処方箋枚数、(b) 処方単価は外部環境・行政方針に影響を受けるものであり、(c) 後発品調剤率、(d) かかりつけ薬剤師指導料（件数）、(e) 在宅処方件数は企業努力により向上が図れる指標です。

処方箋枚数、処方単価においては、応需先の病院の影響と薬価改定によるマイナスの影響を受けました。しかし、計画的出店を進め、その影響を最小限にとどめました。

併せて、後発品調剤率、かかりつけ薬剤師指導料（件数）、在宅処方件数については、それぞれの計画を立案し、全店舗にその目標を共有し、毎月実績を掌握し効果測定を行い、向上についての対策を実施してまいりました。その結果、これらの指標については前事業年度を上回る実績を収めることができました。

#### (a) 処方箋枚数

当事業年度の処方箋枚数は640,702枚と、前事業年度の645,514枚に比べて△4,812枚となりました。

これは、当社が門前に薬局を構えている病院の事業承継による患者数の減少が、新規店舗開設による処方箋枚数増加を上回ったことによるものです。

#### (b) 処方単価

当事業年度の処方単価は13,803円と、前事業年度の14,793円に比べて△990円となりました。

これは、2018年4月に実施された診療報酬改定（薬価改定）により、主に薬剤料単価（医薬品の売価）が低下したことと、ジェネリック医薬品の処方（後発品調剤率）が増加したことによるものです。

#### (c) 後発品調剤率

当事業年度の後発品調剤率（年間平均）は70.1%と、前事業年度の65.3%に比べて+4.8%となりました。

#### (d) かかりつけ薬剤師指導料（件数）

当事業年度のかかりつけ薬剤師指導料の算定件数は5,813件と、前事業年度の3,825件に比べて+1,988件となりました。

(e) 在宅処方件数

当事業年度の在宅処方件数は18,424件と、前事業年度の14,379件に比べて+4,045件となりました。

(介護事業)

以下の3つをKPIとしております。

これらの内容については、全て当社の営業努力で改善が図れるものであります。

それぞれの計画を立案し、該当の事業所とその目標を共有し、毎月実績を掌握し効果測定を行い、向上についての対策を実施してまいりました。その結果、前事業年度を上回る実績を収めることができました。

(a) サービス付き高齢者向け住宅の入居率

当事業年度のサービス付き高齢者向け住宅（特定施設含む）の平均入居率は94.3%と、前事業年度の85.2%に比べて+9.1%となりました。

これは主に、2017年6月に開設したサービス付き高齢者向け住宅のオアシス柏豊四季の入居率が大きく改善したことによるものです。

(b) 平均要介護度

当事業年度のサービス付き高齢者向け住宅（特定施設含む）の平均介護度は2.1と、前事業年度の2.0とほぼ同水準となっております。

(c) デイサービス（通所介護）の利用者数

当事業年度のデイサービス（認知症対応型含む）の利用者数は113,910人と、前事業年度の104,858人に比べて+9,052人となりました。

これは主に、2016年10月に開設したデイサービス赤羽台、及び2017年6月に開設したデイサービス柏豊四季（オアシス柏豊四季に併設）の利用者数が増加したことによるものです。

(保育事業)

以下の2つをKPIとしております。

(a) 受入児童数は、自治体からの園児の受け入れに影響を受けるものです。

人材確保が保育所運営に大きな影響を及ぼすため、(b) 保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数という指標を設けて、企業努力により人材の確保を行っております。

受入児童数については、開園数に合わせて堅調に伸びております。

また、保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数は、前事業年度を上回る実績を収めることにより、人材の確保ができました。

(a) 受入児童数

当事業年度の受入児童数は15,965人と、前事業年度の14,510人に比べて+1,455人となりました。

これは主に、2018年4月に新規開園した保育園の園児数の増加によるものであります。

(b) 保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数

当事業年度の保育士採用におけるエントリー数（中途採用）は2,200名（前期比+1,217名）、園見学数（新卒）は137名（前期比+21名）、選考面接数（新卒）は55名（前期比+5名）となり、保育士の採用に寄与しました。



(売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益)

売上原価は、14,664百万円と、前事業年度に比べ1.4%、211百万円の減少となりました。これは、主に保育事業において、新規保育園開設に伴うコスト増加の要因があったものの、医薬事業において、診療報酬改定による薬価の下落に加え、当社が門前に薬局を構えている病院の事業承継による患者数の減少の影響を受けて減少いたしました。また、介護事業において、前事業年度に閉鎖した事業所(定期巡回等)の効果に加え、コスト削減に努めたことで減少となりました。

販売費及び一般管理費は、1,252百万円と、前事業年度に比べ8.8%、100百万円増加しました。これは主に、社名変更に伴うブランディング費用を中心に外注費が41百万円増加したほか、各事業本部及び本社部門の人員強化による人件費が16百万円増加したことによるものであります。

以上の結果、営業利益は、217百万円と前事業年度に比べ42.6%、161百万円の減益となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は、117百万円と、前事業年度に比べ6.2%、6百万円増加しました。これは主に、雑収入(助成金収入等)の増加によるものです。

営業外費用は、113百万円と、前事業年度に比べ2.0%、2百万円減少しました。これは主に、社債発行に伴う資金調達時の社債発行費が4百万円増加したものの、長期借入金の残高減少に伴う支払利息が6百万円減少したことによるものです。

以上の結果、経常利益は221百万円と、前事業年度に比べ40.7%、152百万円の減益となりました。

(特別利益、特別損失、法人税等、当期純利益)

特別利益は、292百万円と、前事業年度に比べ27.6%、63百万円増加しました。

これは主に、新規保育園開設に伴う設備等補助金収入が前事業年度に比べ42百万円増加したことによるものです。また、調剤薬局1店舗を他社に譲渡したことによる店舗譲渡益が19百万円計上されたことによるものです。

特別損失は、61百万円と、前事業年度に比べ62.6%、102百万円減少しました。これは主に、減損損失の計上額が前事業年度に比べて、80百万円減少したことによるものです。

法人税等は、112百万円となり、税引前当期純利益に対する負担税率は、24.9%となりました。

以上の結果、当期純利益は、339百万円と、前事業年度に比べ10.2%、31百万円増加いたしました。

第36期第3四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

（売上高）

売上高は、12,515百万円となりました。これは主に、医薬事業において、高額薬品の処方の増加に加え、患者様に選ばれる「かかりつけ薬局」としてサービスの充実による加算取得及び後発医薬品調剤体制加算の取得店舗数を着実に伸ばしたことで、処方箋単価が順調に上昇したことによるものです。また、介護事業においては、通所介護を中心に有資格者の追加配置による体制加算の追加算定等により売上の増加に努めてまいりましたが、台風による通所介護事業所の休止や、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の自然減による入替等により、利用する介護サービスが一時的に減少したことなども影響し、売上は減少しております。保育事業においては2019年4月に認可保育園3園の開園を行うとともに、既存園の園児数が順調に推移したことが売上高の増加に寄与しております。

なお、当第3四半期累計期間末における調剤薬局店舗数は40店舗（前事業年度末比±0店舗）、介護事業所数・施設数は57事業所（前事業年度末△2事業所）、運営保育園数は23園（前事業年度末比+3園）となっております。

（売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益）

売上原価は、11,248百万円となりました。これは、主に医薬事業における医薬品の仕入原価であります。なお、売上原価率は前事業年度が90.9%であったところ、当第3四半期累計期間は89.9%となりました。

販売費及び一般管理費は、906百万円となりました。主なものは、給料手当315百万円、役員報酬122百万円、法定福利費63百万円、賞与引当金繰入49百万円、外注費53百万円、地代家賃48百万円であります。なお、売上高販管費率は前事業年度が7.8%であったところ、当第3四半期累計期間は7.2%となりました。

以上の結果、営業利益は、360百万円となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

営業外収益は、61百万円となりました。主なものは、賃貸収入50百万円であります。

営業外費用は、70百万円となりました。主なものは、賃貸原価46百万円、支払利息17百万円であります。

以上の結果、経常利益は352百万円となりました。

（特別利益、特別損失、法人税等、四半期純利益）

特別利益は、43百万円となりました。これは、主に当社所有の投資不動産について、換地に応じたことに伴う行政からの移転補償金を42百万円計上したことによるものです。

また、特別損失は、0百万円となりました。内訳は、備品等の固定資産除却損であります。

税引前四半期純利益につきましては396百万円となり、法人税等140百万円を計上した結果、四半期純利益は255百万円となりました。

b. 財政状態の分析

第35期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当事業年度の財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ① 経営成績及び財政状態の状況」に記載のとおりであります。

第36期第3 四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当第3 四半期累計期間の財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ① 経営成績及び財政状態の状況」に記載のとおりであります。

c. キャッシュ・フローの分析

第35期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載の通りであります。

e. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、原価に係る人件費、商品の仕入れ、販売費及び一般管理費の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、薬局・介護施設・保育園等の開設に伴う設備投資によるものであります。

当社の基本的な資金調達手段は、短期の運転資金ニーズについては、金融機関からの短期借入で行い、設備投資や長期の運転資金ニーズについては、金融機関からの長期借入で行う方針です。また、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約（極度額1,200百万円（本書提出日現在））を締結しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第35期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当事業年度の設備投資については、主として、保育事業において2019年4月開園の保育園（3園）の開設に伴う設備投資、及び医薬事業において調剤薬局（4店舗）の開設に伴う設備投資を中心に、合計494,287千円の設備投資を実施いたしました。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントごとの設備投資について示すと、医薬事業に94,546千円、介護事業に34,991千円、保育事業に356,618千円、その他（食品事業）に1,891千円、全社共通として6,239千円の設備投資を行っております。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第36期第3四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当第3四半期累計期間の設備投資については、主として、保育事業において新規保育園の開設に伴う設備投資、及び医薬事業において調剤薬局2店舗の開設と1店舗の移転に伴う設備投資を中心に、合計150,721千円の設備投資を実施いたしました。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントごとの設備投資について示すと、医薬事業に72,818千円、介護事業に20,558千円、保育事業に47,448千円、その他（食品事業）に2,315千円、全社共通として7,579千円の設備投資を行っております。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び構築物	運搬具及び 器具備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
調剤薬局 (首都圏)	医薬事業	店舗施設	359,528	68,035	270,468 (70.09)	—	5,382	703,414	179 (96)
介護事業所 (首都圏)	介護事業	介護施設	371,493	30,458	— (—)	3,687	24,094	429,734	244 (368)
保育所 (首都圏)	保育事業	保育所施設	1,464,827	101,651	— (—)	191,305	5,398	1,763,182	356 (128)
食品事業 本部 (東京都 足立区)	その他	給食施設 等	11,458	3,192	64,800 (403.45)	—	—	79,451	22 (88)
本社 (東京都 新宿区)他	全社共通	事務所等	10,068	11,049	— (—)	—	22,783	43,902	35 (0)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであり、建設仮勘定は含んでおりません。  
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 4. 帳簿価額は財務諸表の数値で記載しております。  
 5. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数（パートタイマー、登録社員）を外数で記載しております。  
 6. 他の者から賃借している設備若しくは他の者へ賃借している設備については該当ありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】(2019年12月31日現在)

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
認可保育園 (東京都台東区)	保育事業	保育施設	133,300	96,400	自己資金、借入金 及び増資資金	2019年 11月	2020年 3月	(注) 2.
認可保育園 (東京都葛飾区)	保育事業	保育施設	128,000	87,900	自己資金、借入金 及び増資資金	2019年 11月	2020年 3月	(注) 2.
認可保育園 (千葉県船橋市)	保育事業	保育施設	30,000	3,456	自己資金、借入金 及び増資資金	2019年 10月	2020年 3月	(注) 2.
調剤薬局 2021年3月期開店 予定6店舗 (首都圏)	医薬事業	調剤薬局	429,000	—	自己資金、借入金 及び増資資金	2020年 4月以降	2021年 3月まで	(注) 2.
認可保育園 2021年3月期 開園予定3園 (首都圏)	保育事業	保育施設	296,700	—	自己資金、借入金 及び増資資金	2020年 4月以降	2021年 3月まで	(注) 2.
調剤薬局 2022年3月期 開店予定6店舗 (首都圏)	医薬事業	調剤薬局	330,000	—	自己資金、借入金 及び増資資金	2021年 4月以降	2022年 3月まで	(注) 2.
認可保育園 2022年3月期 開園予定4園 (首都圏)	保育事業	保育施設	296,700	—	自己資金、借入金 及び増資資金	2021年 4月以降	2022年 3月まで	(注) 2.
介護事業所 2022年3月期開設 予定 (首都圏)	介護事業	介護施設	200,000	—	自己資金及び 借入金	2021年 4月以降	2022年 3月まで	(注) 2.

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、数値的把握が困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,760,000
計	7,760,000

(注) 1. 2019年8月29日開催の臨時株主総会決議において、発行可能株式総数を7,760,000株に変更する旨の定款変更を行っております。

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,940,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	1,940,000	—	—

(注) 1. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これに伴い、発行済株式総数は1,746,000株増加し、1,940,000株となっております。  
2. 2019年8月29日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2015年1月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名 当社従業員3名
新株予約権の数(個) ※	97
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 9,700 [97,000] (注)1. 6. 7.
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,700 [270] (注)2. 6. 7.
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年2月11日 至 2025年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,727 [273] (注)3. 6. 7. 資本組入額 1,364 [137]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5.

※最近事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は100株、提出日の前月末日現在は1,000株であります。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 発行価格は、新株予約権の払込金額27円と行使時の払込金額2,700円を合算しております。

4. ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 新株予約権の行使時の払込金額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使時の払込金額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使時の払込金額を下回る価格となったとき
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてディスカунテッドキャッシュフロー法（以下DCF法という）ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使時の払込金額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）
- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ③ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注) 1 に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
下記に準じて決定する。
    - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
(注) 4 に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
下記に準じて決定する。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
    - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、(注) 4 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2016年 2 月 15 日開催の取締役会決議により、2016年 3 月 24 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 2019年 8 月 9 日開催の取締役会決議により、2019年 8 月 29 日付で普通株式 1 株につき 10 株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



第2回新株予約権

決議年月日	2015年1月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社従業員9名
新株予約権の数(個) ※	34
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,400 [34,000] (注)1. 5. 6.
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,700 [270] (注)2. 5. 6.
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年1月27日 至 2025年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,700 [270] (注)5. 6. 資本組入額 1,350 [135]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4.

※最近事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は100株、提出日の前月末日現在は1,000株であります。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合にも、本新株予約権を行使することができる。  
② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
下記に準じて決定する。
    - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
下記に準じて決定する。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
    - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 2016年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

### 第3回新株予約権

決議年月日	2016年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名
新株予約権の数(個) ※	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 10,000 [100,000] (注)1. 6.
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,500 [350] (注)2. 6.
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年4月1日 至 2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,547 [355] (注)3. 6. 資本組入額 1,774 [178]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5.

※最近事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末日現在は10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 発行価格は、新株予約権の払込金額47円と行使時の払込金額3,500円を合算しております。

4. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 新株予約権の行使時の払込金額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使時の払込金額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使時の払込金額を下回る価格となったとき

- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使時の払込金額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。)
- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
下記に準じて決定する。
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
(注)4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
下記に準じて決定する。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2016年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員21名
新株予約権の数(個) ※	2,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,500 [25,000] (注)1. 5.
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,500 [350] (注)2. 5.
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年4月1日 至 2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,500 [350] (注)5. 資本組入額 1,750 [175]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4.

※最近事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末日現在は10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
下記に準じて決定する。
    - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
下記に準じて決定する。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
    - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社従業員9名
新株予約権の数(個) ※	1,200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,200 [12,000] (注)1. 5.
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	4,000 [400] (注)2. 5.
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年6月30日 至 2027年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 4,000 [400] (注)5. 資本組入額 2,000 [200]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4.

※最近事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末日現在は10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
下記に準じて決定する。
    - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
下記に準じて決定する。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
    - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】  
該当事項はありません。



## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年3月24日 (注)1	192,060	194,000	—	97,000	—	—
2019年8月29日 (注)2	1,746,000	1,940,000	—	97,000	—	—

(注)1. 株式分割(1:100)によるものであります。

2. 株式分割(1:10)によるものであります。

## (4) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	5	8	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	10,000	—	—	9,400	19,400	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	51.55	—	—	48.45	100.00	—

(注)1. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,746,000株増加し、1,940,000株となっております。

2. 2019年8月29日開催の臨時株主総会決議により、2019年8月29日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## (5) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,940,000	19,400	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,940,000	—	—
総株主の議決権	—	19,400	—

(注)1. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,746,000株増加し、1,940,000株となっております。

2. 2019年8月29日開催の臨時株主総会決議により、2019年8月29日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとしており、成長性を確保するため、将来の事業展開と企業体質の強化のための内部留保も考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を行なうことを基本方針としております。

また、当社の剰余金の配当回数につきましては、定款に期末配当金及び中間配当金の2回と定めておりますが、株主の皆様への安定配当を実現すべく、年1回の期末配当を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

第35期事業年度につきましては、業績状況及び、現在の財務状況（自己資本比率）等を考慮し、配当を見送ることとしました。

内部留保資金につきましては、保育園をはじめとした新規事業所開設の設備投資資金等、事業拡大に必要な投資に充当し、企業価値向上に努めてまいります。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「私が変わる愛の経営「響働）」という経営理念に基づきコーポレート・ガバナンスに取り組んでおり、重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する取締役会と、取締役会から独立し、取締役の職務の執行を監査する監査役・監査役会によるコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

事業の推進については、4事業本部（医薬事業本部・介護事業本部・保育事業本部・食品事業本部）が担当事業における経営管理を行っております。また、事業本部を支える会社全体の経営戦略機能を担う経営企画本部を設置し、中長期戦略の立案・推進により企業価値向上を図っています。併せて、経理・財務、人事、総務・法務、内部統制やコンプライアンス機能等、高度な専門性と経営マインドを備えた経営管理機能として管理本部を設置しております。

この4つの事業本部を基軸とした当社の事業体制に相応しい企業統治の体制を以下のとおり構築し、充実を図っています。

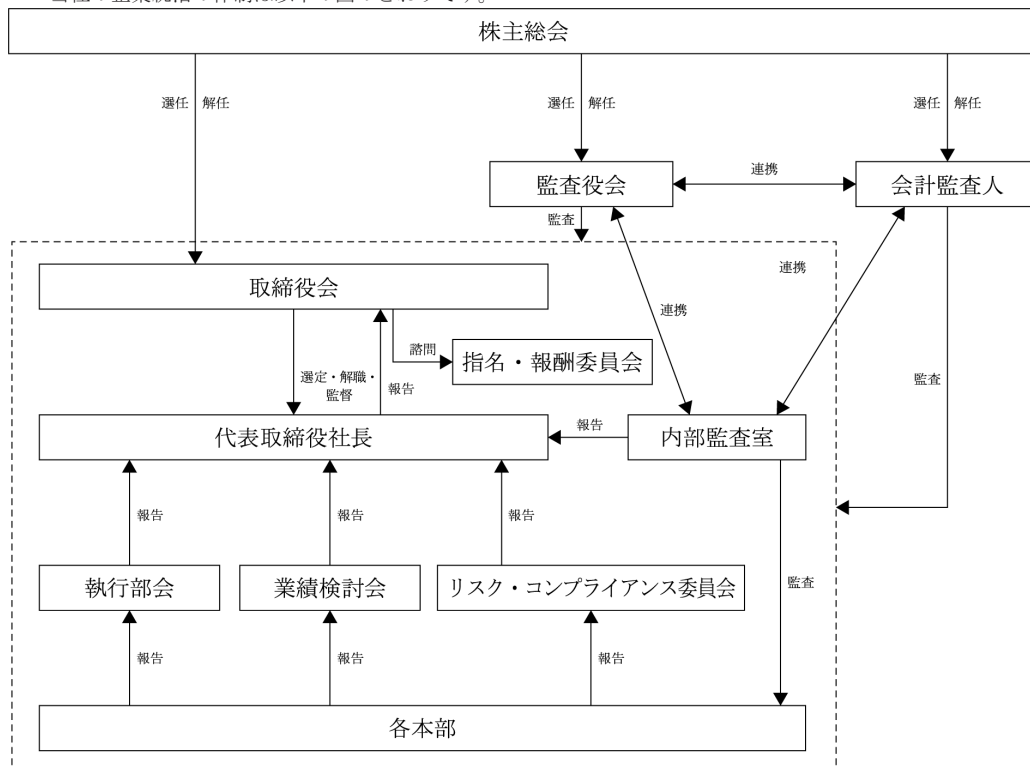
###### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### a. 企業統治の体制の概要及び採用理由

当社の企業統治の体制の概要は、以下のとおりです。会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的な監査機関として、内部監査室を設置し、これらの機関の相互連携によって、健全な企業統治の体制が実現できると判断し、本体制を採用しております。

当社は常勤監査役1名及び社外監査役2名から構成される監査役会を設置し、代表取締役社長・副社長以外では、基本的には各事業本部長が業務執行取締役となるほか、牽制機能となる2名の社外取締役を置く体制としております。また、監査役の独立性、牽制機能を高め、コーポレート・ガバナンス機能を強化することを目的に、監査役は、社内での経験を活かし主に業務監査を担当する常勤監査役1名と、税理士・公認会計士、及び弁護士と各分野に精通した社外監査役2名から構成される体制としております。業務執行取締役に対し、社外取締役が牽制を行い、また業務を熟知した常勤監査役及び専門家である社外監査役で構成される各監査役が監査を行うことにより、効率的かつ効果的な企業統治の体制の構築を図っております。

当社の企業統治の体制は以下の図のとおりです。



#### <取締役会>

取締役会は、取締役青木勇氏、青木文恵氏、青木茂氏、佐藤安紀子氏、関根秀明氏、齊藤彰一氏、及び高橋雅彦氏、並びに社外取締役河合輝欣氏及び梅津興三氏の9名（定数15名以内）構成しており、取締役社長が議長を務めます。原則として毎月1回の定例取締役会を開催しており、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。年度予算・中期経営計画・その他の重要な戦略の立案の監督と決定、並びに重要な業務執行の決定等を通じて経営全般に対する監督機能を発揮して経営の実効性と透明性を確保しております。また、当社の取締役は経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を1年としています。

#### <監査役会>

監査役会は、監査役足立正弘氏、並びに社外監査役遠山典夫氏、及び原正雄氏の3名（定数5名以内）で構成しており、その決議によって監査役の中から議長を定めることとし、各監査役による監査の実効性を確保するための体制を整備しています。監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行、及び取締役会の監督義務の履行状況についても監査をおこなっております。また、取締役会と連動して毎月監査役会を開催し、監査方針や監査計画を定めるとともに、監査に関する重要な事項について各監査役から報告を受け、協議または決議をおこなっております。

#### <指名・報酬委員会>

指名・報酬委員会は、取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役及び重要な使用人の選任及び解任等、並びに取締役の報酬制度の審議を目的として、取締役会の諮問委員会として、取締役会の下に委員総数の過半数を社外役員とする指名・報酬委員会を設置しております。

なお、指名・報酬委員会は、取締役青木文恵氏、社外取締役河合輝欣、社外取締役梅津興三氏、及び社外監査役原正雄氏で構成しており、委員長は社外監査役原正雄氏が務めております。

#### <内部監査室>

内部監査室は、代表取締役社長直轄の専任組織として、内部監査計画書に基づき全事業所の監査を実施しております。内部監査室長は、内部監査結果を代表取締役社長に報告・承認後、「改善実施依頼書」により、被監査部門長に改善勧告を行い、改善勧告を受けた被監査部門長は、当該勧告に対して速やかに適切な措置を講じ、その結果を「改善実施報告書」をもって代表取締役社長に報告しております。内部監査室長は、報告された改善措置の状況を監査し、その有効性を評価しております。また、内部監査室長は、監査役会及び会計監査人と連携し、監査の効率的な実施に努めております。

#### <会計監査人>

会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任し、適正な会計処理及び経営の透明性を確保しております。内部監査室と監査役、会計監査人は、年間を通じて随時情報交換を行い監査機能の相互連携を高めております。

#### <執行部会>

重要な経営課題を議論・周知することを目的として、原則として月1回の頻度で「執行部会」開催しております。「執行部会」は、代表取締役社長、取締役と各本部のスタッフ責任者で構成されております。

#### <業績検討会>

中期経営計画及び年度経営計画と実績との差異分析を通じて経営効率の改善及び向上に資することを目的として「業績検討会」を、原則として月1回の頻度で開催しております。業績検討会は、代表取締役社長、取締役と各本部のスタッフ責任者で構成されております。

#### <リスク・コンプライアンス委員会>

「リスク管理規程」、「コンプライアンス（法令順守）規程」及び「反社会的勢力対策規程」に基づき、公正・適切なリスク管理・コンプライアンス推進を行うため、「リスク・コンプライアンス委員会」を、原則として3ヵ月に1回の頻度で開催しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、総務部に事務局を置き、代表取締役社長を委員長とし、全取締役、全監査役、内部監査室長、及び各本部のスタッフ責任者で構成されております。

本委員会においては、リスク管理・コンプライアンス推進に関する事項について、社内関連部署からの不適合報告、予兆管理、注意喚起、情報共有、対策検討等、必要な調査、審議を行うとともに社内教育を行っております。

### ③ 企業統治に関するその他の事項

#### a. 内部統制システムの整備の状況

当社は経営の健全性や透明性を高めるために、有効な内部統制システムを構築することが重要であると考えており、その基盤として業務の適正性を確保するために必要なものの整備を、下記のとおり取締役会において決議しています。

#### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せて法令その他特別に定めのあるときのほかは保存期間を定めて保管するとともに、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。

- a. 株主総会議事録
- b. 取締役会議事録
- c. 執行部会議事録
- d. 業績検討会議事録
- e. 本部長会議事録
- f. リスク・コンプライアンス委員会会議事録
- g. 開発会議事録
- h. 投資判定会議事録
- i. その他重要な会議体等の議事録

(2) 上記（1）に定める文書の他、契約書、稟議書その他の文書については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理を行うものとする。

#### 2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会は、「リスク管理規程」を当社の損失に関する危険管理の統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備する。

(2) 当社のリスク管理を担う機関として代表取締役社長を最高責任者に、管理本部担当取締役をリスク管理担当とし、リスク管理活動の推進を統括する。

(3) 当社のリスク管理・コンプライアンス推進に関する事項について、社内関連部署からの不適合報告、予兆管理、注意喚起、及び全社共有・対策検討に対応し、かつ、機関決定に際し、適宜、必要な調査、審議、及び推進を行うことを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

#### 3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「職務権限一覧表（決裁基準）」等諸規程において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。

4. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則として毎月開催され、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
  - (2) 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能及び役割として期待し、社外役員を招聘する。
  - (3) 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則として毎月開催され、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
  - (4) 取締役は内部監査室が定期的実施する内部監査を通じて、当社の業務実施状況の実態を把握し、法令・定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全及び経営効率の向上を図る。
  - (5) 監査役は独立した立場から当社の内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査する。
  - (6) 当社のコンプライアンス推進体制につき「コンプライアンス（法令遵守）規定」を定め、コンプライアンス推進部門（内部監査室と管理本部）の決定・指示のもとコンプライアンス推進責任者（各事業本部長）が基本方針を各事業本部役員に周知・徹底するとともに、随時研修する。  
また、内部監査室、管理本部及び監査役会を公益通報窓口とする公益通報制度を設け、当社及び各部署ならびに役員等による違反行為に関する通報をはじめ、あらゆる相談を受け付ける体制を構築する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人とする）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき監査役スタッフを置くことを求めたときは、必要に応じて代表取締役社長と協議の上、使用人から監査役スタッフを任命するものとする。
6. 監査役補助使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査役は監査役スタッフに関して以下の事項を明確化するなどして、監査役スタッフの独立性の確保に努める
    - a 監査役スタッフの権限
    - b 監査役スタッフの属する組織
    - c 監査役の監査役スタッフに対する指揮命令権
    - d 監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権
  - (2) 補助使用人は、その職務に関して取締役から指揮命令を受けない。また補助使用人の人事については監査役の同意を得ることとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 当社の取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査役に直ちに報告する。前記に関わらず、監査役は、いつでも必要に応じて、当社の役員及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - (2) 取締役は、公益通報者保護法等の法令を遵守し、社内体制を整備し、適切に運用することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、7. (1)・(2)に掲げた、取締役及び使用人の監査役への報告に対して、それを理由に当該報告者が不利益な取扱いを受けないものとする。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又はその償還の手續、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、取締役会、執行部会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができる。
  - (2) 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に基づき、取締役会への出席、業務状況の調査等を通じ、取締役職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。
  - (3) 監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて会計監査人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、会計監査人と相互の連携を高める。
11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその体制

取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、暴力的または法的責任を超えた不当要求行為に組織を挙げて毅然と対応することを通じて、民事介入暴力、企業対象暴力に対して防衛するとともに、日本の関係法令及び行政指針を遵守し企業の社会的責任を全うし、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。

#### b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、お客様をはじめとする取引先、地域住民、株主、従業員等のステークホルダーの安心安全と、事業活動におけるコンプライアンスの確保、ならびに当社の経営資源の保全と業務の有効性・効率性の確保を通じ、事業目的の達成と持続的かつ安定的な発展をより適切かつ確実なものとするを目的として「リスク管理規程」を定めております。

当社は、当該規程において、リスク管理の行動指針を以下のとおり規定しております。

#### (リスク管理行動指針)

1. 当社役員は、リスク管理の基本目的を達成するため、その重要性に応じて事業経営と一体となったリスク管理を推進する。
2. 当社役員は、社会と環境変化に伴うリスクの変化に応じた適切な方法により、リスク管理を推進する。
3. 当社役員は、リスクの予兆の早期発見に努め、リスク情報および緊急事態の情報を上司および関連部署に速やかに報告し、組織的な対応をとる。
4. 緊急事態が発生した場合は、当社の役員は前条に定めるリスク管理の基本目的を達成するため、責任ある行動をとらねばならない。

当社では、リスク管理を推進する体制として、事務局を管理本部総務部とし、管理本部長をリスク管理担当取締役及びリスク管理推進事務局長としております。

リスク管理担当取締役は、最高責任者である代表取締役社長を補佐し、リスク管理を統括し、随時リスク管理状況を執行部会、リスク・コンプライアンス委員会等、重要会議体に報告しております。また、リスク管理に関する教育啓発活動を計画的に指揮しております。

また、緊急事態への対応にあたり、人命尊重・地域の安全確保・被害損失を最小化するとの基本方針に基づき「緊急対策本部」を設置（緊急対策本部長は代表取締役社長）するとともに、必要に応じて社長が指名する取締役、管理本部、事業本部等にて構成する「緊急対策会議」（事務局長はリスク管理担当取締役、事務局を管理本部総務部）を設置します。

なお、緊急対策本部は、対策本部の運営全般ならびに情報の分析評価と被害等の拡大や再発等、今後の見通し及び対策の立案、実施方法の検討等に関する本部長の補佐を行うと共に、本部長により決定された対応方針、対策等についての関係部署に対する指示指導を行っております。

また、外部法律事務所との間で法律顧問契約を締結し、定期的（月1回程度）もしくは臨時に民事・刑事・会社法等法令に関連する諸事例の相談、内部統制に関するリスクのチェック、海外契約の法令チェック等アドバイスを受け、リスク管理・コンプライアンス遵守の取り組みを行っております。

#### c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### d. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### e. 取締役の定数

当社の定款において、取締役15名以内、監査役5名以内と定めております。



f. 取締役の選任決議事項

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

g. 定款の定めにより取締役会で決議する事ができる事項とした株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

ロ. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性10名 女性2名(役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	青木 勇	1946年3月21日	1968年4月 1984年9月	㈱給食普及会(現当社)設立 当社設立、代表取締役就任(現任)	(注)3	784,000
取締役 副社長 (介護事業本部、海外事 業担当)	青木 文恵	1952年2月7日	1975年9月 1991年5月 2000年1月 2001年5月 2009年4月	㈱給食普及会(現当社)入社 同社監査役 当社取締役 ㈱給食普及会(現当社)取締役 当社取締役副社長(現任)	(注)3	50,000
取締役 経営企画本部 本部長	青木 茂	1953年11月18日	1976年4月 1976年9月 1981年4月 1990年7月 2014年4月 2017年6月	日本國民食㈱(現㈱ニッコクトラスト) 入社 ㈱給食普及会(現当社)入社 同社専務取締役 日本ビジョンコンサルティング㈱(現日本 ビジョン㈱)設立、代表取締役 当社入社 当社取締役経営企画本部本部長(現任)	(注)3	—
取締役 医薬事業本部 本部長	佐藤 安紀子	1944年7月17日	1982年3月 1984年10月 2015年6月	㈱給食普及会(現当社)入社 当社へ転籍 当社取締役医薬事業本部本部長(現任)	(注)3	—
取締役 保育事業本部 本部長	関根 秀明	1974年4月3日	2002年7月 2014年6月 2017年5月	当社入社 当社取締役介護事業本部本部長 当社取締役保育事業本部本部長(現任)	(注)3	—
取締役 食品事業本部 本部長	齊藤 彰一	1957年12月4日	1980年9月 1995年10月 2004年4月 2004年6月 2012年11月 2017年4月	㈱給食普及会(現当社)入社 当社へ出向 当社へ転籍 当社取締役管理本部本部長 当社取締役保育事業本部本部長 当社取締役食品事業本部本部長(現任)	(注)3	—
取締役 管理本部 本部長	高橋 雅彦	1957年1月29日	1980年4月 2015年2月 2016年6月 2016年11月 2016年11月	松下電器産業㈱(現パナソニック㈱) 入社 当社へ出向、管理本部総務部長 当社管理本部長兼総務部長 当社へ転籍 当社取締役管理本部本部長(現任)	(注)3	—
取締役	河合 輝欣	1941年10月20日	1966年4月 1997年6月 2003年10月 2005年5月 2007年9月 2010年4月 2011年9月 2016年6月	日本電信電話公社(現NTT(株))入社 エヌティティデータ通信㈱(現(株)NTTデ ータ)代表取締役副社長 TDCソフトウエアエンジニアリング㈱(現 TDCソフト(株))代表取締役社長 一般社団法人日本ソフトウェア産業協会(現一 般社団法人東京都情報産業協会)会長 ㈱ユー・エス・イー取締役会長(現任) 財団法人雇用振興協会(現一般財団法人SK 総合住宅サービス協会)理事長 NPO法人ASP・SaaS・IoTクラウドコンソー シアム会長(現任) 当社社外取締役(現任)	(注)3	—
取締役	梅津 興三	1940年4月30日	1965年4月 1996年2月 1996年6月 2008年6月 2015年6月 2016年6月	㈱日本興業銀行(現㈱みずほフィナンシャ ルグループ)入行 同社常務取締役 興銀NWアセットマネジメント㈱(現アセッ トマネジメントOne㈱)代表取締役社長 エヌユー知財フィナンシャルサービス㈱ 代表取締役会長 当社顧問 当社社外取締役(現任)	(注)3	—
常勤監査役	足立 正弘	1956年1月16日	1979年4月 1991年5月 1992年10月 2001年5月 2004年6月 2006年6月 2015年6月	㈱給食普及会(現当社)入社 同社取締役 当社取締役 ㈱給食普及会(現当社)常務取締役 当社取締役退任 当社取締役 当社常勤監査役(現任)	(注)4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	遠山 典夫	1964年3月23日	1987年10月 1995年1月 2010年8月 2016年6月	太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 遠山公人税理士事務所入所 遠山典夫税理士事務所開所、代表(現任) 当社監査役(現任)	(注)4	—
監査役	原 正雄	1973年11月30日	2001年10月 2006年4月 2018年6月	中島経営法律事務所入所 同事務所パートナー(現任) 当社監査役(現任)	(注)4	—
計						834,000

- (注) 1. 取締役河合輝欣及び梅津興三は、社外取締役であります。  
2. 監査役遠山典夫及び原正雄は、社外監査役であります。  
3. 2019年8月29日開催の臨時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。  
4. 2019年8月29日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。  
5. 取締役青木文恵は、代表取締役社長青木勇の配偶者であります。  
6. 取締役青木茂は、代表取締役社長青木勇の実弟であります。

## ② 社外役員の状況

当社では、社外取締役及び社外監査役をそれぞれ2名選任しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置付けており、社外取締役及び社外監査役を選任し、独立した立場から監督及び監査を十分に行うことができる体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

社外取締役河合輝欣は、情報通信・ITに関する十分な知見、及び会社経営の豊富な実績を有していることから適任と判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、当社との間に人的関係、資金的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役梅津興三は、金融に関する十分な知見、及び会社経営の豊富な実績を有していることから適任と判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、当社との間に人的関係、資金的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役遠山典夫は、公認会計士、税理士であり、財務・会計及び監査に関する十分な知見を有していることから適任と判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、当社との間に人的関係、資金的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役原正雄氏は、弁護士であり、企業法務に精通し、専門家として十分な知見を有していることから適任と判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、当社との間に人的関係、資金的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社では、社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割については、会社の業務執行に係る決定において外部の客観的な立場から経営判断の監視を行うことにあると考えております。また、その独立性確保のためには、会社と利害関係が無いことが重要であると認識しております。なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針について定めを設けておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所における独立役員に関する判断基準を参考の上、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる者を選任しております。

## ③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役は、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。また、監査役、内部監査部門、内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、内部統制システムの整備状況に留意の上、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立案し、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成しております。なお、監査計画策定においては、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定すると共に、効率的な監査を実施するため、必要に応じて会計監査人及び内部監査室等との協議または意見交換の内容を監査計画に反映しております。

また、監査役会は会計監査人から決算に関する監査計画について予め報告を受け、また、期中監査、期末監査終了後の監査報告会において監査結果の報告を受けるほか、適宜監査方法の確認を行い、必要に応じて意見交換を行う等、会計監査人との適切な連携を保っております。

監査役監査は常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名で実施しております。社外監査役のうち、1名は公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、1名は弁護士であり、豊富な企業法務経験をもち、内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等に関する相当程度の知見を有しております。

#### ② 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査機関として社内に内部監査室を設置し、これを社長直属の組織として位置付け、年度ごとの内部監査スケジュールに沿った内部監査を実施し、内部牽制組織の有効性をモニタリングすることとしております。人員は室長含め2名体制であります。内部監査規程に基づいてさらに人員の必要がある場合は、代表取締役の承認を得て増員を行う支援体制が確立しております。

良質な企業統治体制の確立に向けて、いわゆる三様監査（監査役監査、内部監査、会計監査人による監査）それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っております。監査役・内部監査室・会計監査人は、年間監査方針・監査計画等を三者で共有しております。また、定期的に会合を持ち、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの積極的な連携により、監査の品質向上と効率化に努めております。

#### ③ 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### b. 業務を執行した公認会計士の氏名

指有限責任社員 業務執行社員 小出 健治

指有限責任社員 業務執行社員 鶴 彦太

##### c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名、その他 4名

##### d. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定は、品質管理体制、独立性、監査の実施体制及び監査報酬見積額等を指標に、総合的に勘案しております。

当社の監査役会は、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

##### e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については監査法人の品質管理体制、独立性、監査の実施体制及び、監査報酬見積額等の指標を元に総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
15,000	—	21,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を総合的に勘案して適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、適切と判断したからであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を内規により定めております。内規の内容の決定は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役報酬については2015年1月26日、監査役報酬については2016年6月29日であり、それぞれの決議において、取締役報酬限度額を年額250,000千円、監査役報酬限度額を年額18,000千円と定めております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役報酬については取締役会であります。監査役報酬については、株主総会の決議によって決定された報酬の範囲内で、監査役会の協議により決めることとしております。

当社の役員報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬（基本報酬）等により構成されており、その支給の決定の方針は、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定しております。

また、業績連動報酬に係る指標は、全社及び事業セグメントの経常利益の年度事業計画達成率であります。当該指標を選択した理由は、経常利益の年度事業計画達成率に応じた賞与支給倍率を設定することにより、事業セグメントの管掌取締役については事業セグメントの業績向上のインセンティブとなり、他の業務執行取締役については全社利益計画達成のインセンティブとなります。業績連動報酬の額の決定方法は、総額を株主総会にて決議し、個々の業務執行取締役の賞与金額は内規に基づき決定することとしております。

最近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標（全社及び事業セグメントの経常利益の年度事業計画達成率）の目標及び実績については下記のとおりです。

2019年3月期における当該業績連動報酬に係る指標（経常利益）

（単位：千円）

	計画	実績	計画達成率
全社	247,087	224,904	91.02%
医薬事業	641,174	534,319	83.33%
介護事業	89,962	135,809	150.96%
保育事業	213,191	244,099	114.50%
その他	12,914	18,826	145.78%

※全社の実績の金額は、損益計算書の経常利益に業績連動報酬（役員賞与引当金繰入額）3,285千円を足し戻した金額になっております。

※全社と各事業セグメントの合計額との差額は、事業セグメントに属しない全社費用であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	143,835	140,550	3,285	—	7
監査役 (社外監査役を除く。)	10,080	10,080	—	—	1
社外役員	12,750	12,750	—	—	5

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式においては、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合に区分しており、これに該当しない場合においては、純投資目的以外の目的である投資株式と区分することを基準としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)及び当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

①資産基準	0.7%
②売上高基準	—%
③利益基準	△0.1%
④利益剰余金基準	△2.2%

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修等に参加し、また社内研修も実施することによって、専門知識の蓄積に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,652,092	1,219,347
売掛金	1,567,758	1,714,854
商品	277,227	356,342
貯蔵品	9,259	7,307
前払費用	110,165	169,889
未収入金	312,961	409,463
その他	34,851	43,469
貸倒引当金	△1,700	△2,642
流動資産合計	3,962,617	3,918,033
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,136,086	2,170,291
構築物（純額）	44,407	47,086
車両運搬具（純額）	0	417
工具、器具及び備品（純額）	200,261	213,970
土地	335,268	335,268
リース資産（純額）	211,451	194,993
建設仮勘定	—	12,960
有形固定資産合計	※1 2,927,475	※1 2,974,985
無形固定資産		
借地権	204,360	204,360
ソフトウェア	52,193	57,659
その他	0	0
無形固定資産合計	256,553	262,019
投資その他の資産		
出資金	5,378	5,396
従業員に対する長期貸付金	80	1,000
長期前払費用	63,159	75,696
差入保証金	593,512	629,832
投資不動産（純額）	236,412	223,434
その他	130,410	166,137
投資その他の資産合計	1,028,954	1,101,497
固定資産合計	4,212,983	4,338,502
資産合計	8,175,600	8,256,536



(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,344,371	2,264,812
短期借入金	※2 190,000	※2 686,668
1年内償還予定の社債	26,000	41,000
1年内返済予定の長期借入金	618,110	525,665
リース債務	36,553	34,985
未払金	393,739	327,244
未払費用	401,699	414,679
未払法人税等	120,852	43,944
預り金	62,775	67,040
前受収益	11,320	9,699
賞与引当金	242,433	208,382
役員賞与引当金	—	3,285
その他	7,247	8,552
流動負債合計	4,455,102	4,635,959
固定負債		
社債	—	188,500
長期借入金	1,207,297	833,768
リース債務	328,745	293,760
長期未払金	217,098	271,325
繰延税金負債	101,486	97,751
退職給付引当金	206,869	—
資産除去債務	515,398	448,342
長期預り保証金	112,681	116,452
固定負債合計	2,689,578	2,249,900
負債合計	7,144,681	6,885,859
純資産の部		
株主資本		
資本金	97,000	97,000
利益剰余金		
利益準備金	5,109	5,109
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	608,744	628,545
繰越利益剰余金	319,311	639,276
利益剰余金合計	933,166	1,272,932
株主資本合計	1,030,166	1,369,932
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20	12
評価・換算差額等合計	20	12
新株予約権	731	731
純資産合計	1,030,919	1,370,676
負債純資産合計	8,175,600	8,256,536

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2019年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,592,023
売掛金	1,812,533
商品	433,734
貯蔵品	6,549
前払費用	167,522
未収入金	93,805
その他	40,381
貸倒引当金	△2,648
流動資産合計	4,143,903
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	2,131,181
構築物（純額）	44,076
車両運搬具（純額）	208
工具、器具及び備品（純額）	199,766
土地	335,268
リース資産（純額）	182,989
建設仮勘定	351,052
有形固定資産合計	3,244,542
無形固定資産	
借地権	204,360
ソフトウェア	44,878
その他	0
無形固定資産合計	249,238
投資その他の資産	
出資金	5,368
従業員に対する長期貸付金	6,384
長期前払費用	89,976
差入保証金	644,341
投資不動産（純額）	213,533
その他	124,757
投資その他の資産合計	1,084,360
固定資産合計	4,578,141
資産合計	8,722,045

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2019年12月31日)

<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	2,355,794
短期借入金	※ 1,154,106
1年内償還予定の社債	41,000
1年内返済予定の長期借入金	450,196
リース債務	32,906
未払金	465,435
未払費用	386,868
未払法人税等	83,755
預り金	103,002
前受収益	72,475
賞与引当金	99,445
資産除去債務	12,324
その他	942
流動負債合計	5,258,252
固定負債	
社債	168,000
長期借入金	511,295
リース債務	269,611
長期未払金	198,656
繰延税金負債	100,245
資産除去債務	473,908
長期預り保証金	116,046
固定負債合計	1,837,764
負債合計	7,096,017
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	97,000
利益剰余金	1,528,304
株主資本合計	1,625,304
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△8
評価・換算差額等合計	△8
新株予約権	731
純資産合計	1,626,027
負債純資産合計	8,722,045

## ② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	16,406,634	16,134,543
売上原価	14,876,255	14,664,617
売上総利益	1,530,379	1,469,925
販売費及び一般管理費	※1 1,151,255	※1 1,252,134
営業利益	379,123	217,790
営業外収益		
受取利息	270	217
受取配当金	232	70
賃貸収入	77,147	77,194
その他	32,670	39,724
営業外収益合計	110,320	117,206
営業外費用		
支払利息	33,563	27,240
社債利息	363	657
社債発行費	—	4,317
賃貸原価	77,258	76,230
その他	4,549	4,932
営業外費用合計	115,735	113,377
経常利益	373,708	221,619
特別利益		
固定資産売却益	※2 10	※2 9
投資有価証券売却益	943	—
設備等補助金収入	228,027	270,821
店舗譲渡益	—	19,158
その他	—	2,160
特別利益合計	228,980	292,148
特別損失		
固定資産除却損	※3 22,795	※3 583
減損損失	※4 130,777	※4 50,526
閉鎖事業所関連費	8,424	10,085
その他	1,993	140
特別損失合計	163,990	61,336
税引前当期純利益	438,698	452,432
法人税、住民税及び事業税	145,756	116,397
法人税等調整額	△15,364	△3,730
法人税等合計	130,392	112,666
当期純利益	308,305	339,765

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(1) 業務原価					
1. 人件費	※1	4,638,502	31.2	4,674,369	31.9
2. 経費	※2	2,858,900	19.2	3,003,048	20.5
合計		7,497,403	50.4	7,677,417	52.4
(2) 商品売上原価					
1. 商品期首棚卸高		284,906	1.9	277,227	1.9
2. 当期商品仕入高		7,371,172	49.6	7,066,315	48.2
3. 商品期末棚卸高		△277,227	△1.9	△356,342	△2.5
合計		7,378,851	49.6	6,987,200	47.6
当期売上原価		14,876,255	100.0	14,664,617	100.0

(脚注) 主な内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(千円)		当事業年度(千円)	
※1	人件費には、次のものが含まれています。 賞与引当金繰入額 209,692	※1	人件費には、次のものが含まれています。 賞与引当金繰入額 174,526
※2	経費には、次のものが含まれています。 地代家賃 938,508 控除対象外消費税等 643,432 減価償却費 283,106 外注費 120,753	※2	経費には、次のものが含まれています。 地代家賃 950,271 控除対象外消費税等 575,536 減価償却費 265,859 外注費 201,508

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間  
(自 2019年4月1日  
至 2019年12月31日)

売上高	12,515,892
売上原価	11,248,572
売上総利益	1,267,319
販売費及び一般管理費	906,520
営業利益	360,798
営業外収益	
受取利息	138
受取配当金	70
貸貸収入	50,785
その他	10,855
営業外収益合計	61,851
営業外費用	
支払利息	17,916
社債利息	682
貸貸原価	46,521
その他	5,129
営業外費用合計	70,249
経常利益	352,400
特別利益	
設備等補助金収入	1,335
移転補償金	42,591
特別利益合計	43,926
特別損失	
固定資産除却損	42
特別損失合計	42
税引前四半期純利益	396,284
法人税等	140,911
四半期純利益	255,372

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
			その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	97,000	5,109	519,875	99,875	624,861	721,861
当期変動額						
当期純利益				308,305	308,305	308,305
固定資産圧縮積立金の 積立			140,499	△140,499	—	—
固定資産圧縮積立金の 取崩			△51,630	51,630	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	88,869	219,436	308,305	308,305
当期末残高	97,000	5,109	608,744	319,311	933,166	1,030,166

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4	4	731	722,597
当期変動額				
当期純利益				308,305
固定資産圧縮積立金の 積立				—
固定資産圧縮積立金の 取崩				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	16	16		16
当期変動額合計	16	16	—	308,321
当期末残高	20	20	731	1,030,919

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益剰余金				
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	97,000	5,109	608,744	319,311	933,166	1,030,166
当期変動額						
当期純利益				339,765	339,765	339,765
固定資産圧縮積立金の 積立			81,227	△81,227	—	—
固定資産圧縮積立金の 取崩			△61,426	61,426	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	19,801	319,964	339,765	339,765
当期末残高	97,000	5,109	628,545	639,276	1,272,932	1,369,932

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	20	20	731	1,030,919
当期変動額				
当期純利益				339,765
固定資産圧縮積立金の 積立				—
固定資産圧縮積立金の 取崩				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△8	△8		△8
当期変動額合計	△8	△8	—	339,757
当期末残高	12	12	731	1,370,676



## ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	438,698	452,432
減価償却費	314,087	300,436
減損損失	130,777	50,526
退職給付引当金の増減額(△は減少)	22,342	△206,869
賞与引当金の増減額(△は減少)	13,844	△34,051
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△446	942
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	—	3,285
受取利息及び受取配当金	△502	△287
支払利息及び社債利息	33,927	27,897
設備等補助金収入	△228,027	△270,821
店舗譲渡益	—	△19,158
固定資産除却損	22,795	583
売上債権の増減額(△は増加)	△130,272	△147,095
たな卸資産の増減額(△は増加)	3,594	△81,334
未収入金の増減額(△は増加)	7,895	△67,772
仕入債務の増減額(△は減少)	△23,496	△79,558
未払金の増減額(△は減少)	170,174	17,419
その他	49,094	△62,912
小計	824,488	△116,339
利息及び配当金の受取額	502	287
利息の支払額	△33,927	△27,774
設備等補助金の入金額	286,090	242,091
法人税等の支払額	△81,802	△193,306
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>995,351</b>	<b>△95,041</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形及び無形資産の取得による支出	△366,749	△391,294
敷金及び保証金の差入による支出	△37,601	△46,222
敷金及び保証金の回収による収入	7,081	9,870
店舗譲渡による収入	—	23,329
投資有価証券の売却による収入	6,793	—
定期預金の預入による支出	△33,579	△54,664
定期預金の払戻による収入	187,998	266,212
その他	57,356	△13,734
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△178,701</b>	<b>△206,503</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(△は減少)	190,000	496,668
長期借入れによる収入	450,000	150,000
長期借入金の返済による支出	△701,851	△615,974
社債の発行による収入	—	245,682
社債の償還による支出	△29,000	△46,500
割賦債務の返済による支出	△103,204	△100,514
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△36,859	△36,553
財務活動によるキャッシュ・フロー	△230,915	92,808
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	585,735	△208,736
現金及び現金同等物の期首残高	810,249	1,395,984
現金及び現金同等物の期末残高	*1 1,395,984	*1 1,187,247

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

### 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### (1) 商品

総平均法(但し、食品事業部の商品は先入先出法)

#### (2) 貯蔵品

先入先出法

### 4 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～39年

構築物 6～35年

工具、器具及び備品 2～25年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

## 5 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時に一括費用処理しております。

## 6 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

### (3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップにつき、有効性評価を省略しております。

## 7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

## 8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定と同一の方法により均等償却を行っております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(1) 商品

総平均法(但し、食品事業部の商品は先入先出法)

(2) 貯蔵品

先入先出法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～39年
構築物	3～35年
工具、器具及び備品	2～25年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額を費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額を計上しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定と同一の方法により均等償却を行っております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益基準に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま  
す。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益基準に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

ず。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

貸借対照表

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,411,084千円	2,784,689千円

(注) 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

※2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額の総額	150,000千円	900,000千円
借入実行残高	90,000 "	570,000 "
差引額	60,000千円	330,000千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	167,430千円	163,380千円
給料手当	384,262 "	419,314 "
退職給付費用	9,016 "	6,015 "
賞与引当金繰入額	32,740 "	33,855 "
減価償却費	17,119 "	21,967 "
役員賞与引当金繰入額	—	3,285 "
貸倒引当金繰入額	—	942 "
おおよその割合		
販売費	0.5%	0.3%
一般管理費	99.5%	99.7%

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
車両運搬具	10千円	9千円
計	10千円	9千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	18,105千円	109千円
工具、器具及び備品	1,929 "	474 "
建設仮勘定	1,444 "	—
ソフトウェア	35 "	0 "
撤去費用	1,280 "	—
計	22,795千円	583千円



#### ※4 減損損失

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	減損損失 (千円)
首都圏 (6店舗)	店舗 (薬局) 用資産	建物附属設備、工具、器具及び備品、ソフトウェア	60,161
首都圏 (7事業所)	介護事業所用資産	建物附属設備、工具、器具及び備品、リース資産、ソフトウェア	18,527
東京都 (1園)	保育園用資産	建物附属設備、工具、器具及び備品、リース資産	43,170
埼玉県	投資用不動産	土地、建物	8,918

当社は、単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位として、店舗及び事業所等を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉鎖等により既存の投資回収が困難になった資産グループのうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (130,777千円) として特別損失に計上しました。その内訳は、土地915千円、建物8,003千円、リース資産23,479千円、建物附属設備71,836千円、工具、器具及び備品24,163千円及びソフトウェア2,380千円であります。

なお、当資産グループのうち、事業資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を零と評価しております。投資不動産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、土地及び建物については不動産鑑定評価額により評価しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	減損損失 (千円)
東京都 (1店舗)	店舗 (薬局) 用資産	建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品	13,041
東京都 (1園)	保育園用資産	建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、ソフトウェア	37,485

当社は、単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位として、店舗及び事業所等を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

店舗等において経営環境の著しい悪化により回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (50,526千円) として特別損失に計上しました。その内訳は、建物附属設備47,250千円、工具、器具及び備品2,847千円、構築物282千円及びソフトウェア146千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を零と評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	194,000	—	—	194,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2015年ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	261
2015年ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
2016年ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	470
2016年ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
2017年ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	731

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	194,000	—	—	194,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2015年ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	261
2015年ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
2016年ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	470
2016年ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
2017年ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	731

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金	1,652,092千円	1,219,347千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△256,107 "	△32,100 "
現金及び現金同等物	1,395,984千円	1,187,247千円

(リース取引関係)

前事業年度(2018年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産 主として、保育事業における不動産賃借物件であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	48,027千円
1年超	722,020 "
合計	770,047千円

当事業年度(2019年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産 主として、保育事業における不動産賃借物件であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	45,079千円
1年超	676,941 "
合計	722,020千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に新規出店等を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引のみ行い、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金等の公的機関に対する債権であり、信用リスクは低いものと判断しております。差入保証金の主な内容は、賃借物件の貸主への敷金・保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で18年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び差入保証金について、各事業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理財務統括部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,652,092	1,652,092	—
(2) 売掛金	1,567,758	1,567,758	—
(3) 差入保証金	593,512	534,474	△59,037
資産計	3,813,363	3,754,325	△59,037
(1) 買掛金	2,344,371	2,344,371	—
(2) 短期借入金	190,000	190,000	—
(3) 長期借入金(1年以内返済含む)	1,825,407	1,825,760	353
(4) 社債(1年以内返済含む)	26,000	25,969	△30
(5) リース債務(1年以内返済含む)	365,299	368,919	3,620
負債計	4,751,077	4,755,020	3,943

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した受取り見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いて算定する方法によっております。

### 負 債

#### (1) 買掛金、及び(2) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 長期借入金(1年以内返済含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、金利スワップの特例処理により、金利スワップの時価がヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているものを含みます。

#### (4) 社債(1年以内返済含む)

当社の発行する社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### (5) リース債務(1年以内返済含む)

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は特例処理を行っている金利スワップのみであり、時価については、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記負債(3)参照)。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2018年3月期
出資金(※)	5,378

(※) 出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,652,092	—	—	—
売掛金	1,567,758	—	—	—
差入保証金	—	—	—	593,512
合計	3,219,851	—	—	593,512

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	190,000	—	—	—	—	—
長期借入金	618,110	486,577	385,400	240,928	71,040	23,352
社債	26,000	—	—	—	—	—
リース債務	36,553	34,985	30,825	26,509	25,581	210,844
合計	870,663	521,562	416,225	267,437	96,621	234,196

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

主に新規出店等を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引のみ行い、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金等の公的機関に対する債権であり、信用リスクは低いものと判断しております。差入保証金の主な内容は、賃借物件の貸主への敷金・保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で17年後であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び差入保証金について、各事業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

#### ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理財務統括部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。



## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,219,347	1,219,347	—
(2) 売掛金	1,714,854	1,714,854	—
(3) 差入保証金	629,832	589,258	△40,574
資産計	3,564,035	3,523,460	△40,574
(1) 買掛金	2,264,812	2,264,812	—
(2) 短期借入金	686,668	686,668	—
(3) 長期借入金(1年以内返済含む)	1,359,433	1,355,551	△3,881
(4) 社債(1年以内返済含む)	229,500	229,240	△259
(5) リース債務(1年以内返済含む)	328,745	332,476	3,730
負債計	4,869,159	4,868,748	△410

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した受取り見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いて算定する方法によっております。

### 負 債

(1) 買掛金、及び(2) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年以内返済含む)、及び(5) リース債務(1年以内返済含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 社債(1年以内返済含む)

当社の発行する社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2019年3月期
出資金(※)	5,396

(※) 出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,219,347	—	—	—
売掛金	1,714,854	—	—	—
差入保証金	—	—	—	629,832
合計	2,934,202	—	—	629,832

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	686,668	—	—	—	—	—
長期借入金	525,665	415,504	271,096	101,208	45,960	—
社債	41,000	41,000	41,000	41,000	31,000	34,500
リース債務	34,985	30,825	26,509	25,581	25,338	185,505
合計	1,288,318	487,329	338,605	167,789	102,298	220,005

(有価証券関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 その他有価証券

該当事項はありません。

2 事業年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	6,793	943	—
合計	6,793	943	—

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 その他有価証券

該当事項はありません。

2 事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2018年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	10,000	—	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、退職金規程に基づく非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤務期間と在籍等級に基づいた一時金を支給しております。

なお、2018年4月1日より退職一時金制度から確定拠出年金制度へ全面移行しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	184,526千円
勤務費用	43,439 "
利息費用	738 "
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	△864 "
退職給付の支払額	△20,970 "
退職給付債務の期末残高	206,869 "

(2) 退職給付費用の内訳項目の金額

勤務費用	43,439千円
利息費用	738 "
制度移換に伴う差異の費用処理額	△864 "
確定給付制度に係る退職給付費用	43,312 "

(3) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.40%

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、2018年4月1日より退職一時金制度から確定拠出年金制度へ全面移行しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	206,869千円
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	△206,869 "
退職給付債務の期末残高	— "

3. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額(会社負担掛金)は、当事業年度32,285千円であります。

4. その他退職給付に関する事項

当事業年度における退職一時金から確定拠出年金制度への全面移行に伴う影響額は次のとおりであります。

退職給付債務の減少	206,869千円
退職給付引当金の減少	206,869 "

退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行したことによる当事業年度の損益への影響はありません。また、確定拠出年金制度への資産移換額は206,216千円であり、8年間で移換する予定であります。なお、当事業年度末時点の未移換額169,586千円は、未払金(流動負債)及び長期未払金(固定負債)に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2018年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年3月24日に1株を100株とする株式分割、及び2019年8月29日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2015年1月26日	2015年1月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員3名	当社取締役3名 当社従業員11名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式97,000株	普通株式38,000株
付与日	2015年2月10日	2015年2月10日
権利確定条件	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2015年2月11日～2025年1月26日	2017年1月27日～2025年1月26日(注1)

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2016年3月31日	2016年3月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社従業員24名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式100,000株	普通株式28,000株
付与日	2016年3月31日	2016年3月31日
権利確定条件	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2018年4月1日～2026年3月31日	2018年4月1日～2026年3月31日(注1)

第5回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員9名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式12,000株
付与日	2017年6月29日
権利確定条件	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2019年6月30日～2027年6月29日(注1)

(注1) 当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合のみ権利行使できる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日	2015年1月26日 第1回新株予約権	2015年1月26日 第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	36,000
付与	—	—
失効	—	2,000
権利確定	—	—
未確定残	—	34,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	97,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	97,000	—

決議年月日	2016年3月31日 第3回新株予約権	2016年3月31日 第4回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	28,000
付与	—	—
失効	—	1,000
権利確定	—	—
未確定残	—	27,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	100,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	100,000	—

決議年月日	2017年6月29日 第5回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	12,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	12,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

決議年月日	2015年1月26日 第1回新株予約権	2015年1月26日 第2回新株予約権
権利行使価格(円)	270	270
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

決議年月日	2016年3月31日 第3回新株予約権	2016年3月31日 第4回新株予約権
権利行使価格(円)	350	350
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

決議年月日	2017年6月29日 第5回新株予約権
権利行使価格(円)	400
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式会社であるため、ストック・オプションの単位あたりの本源的価値を見積る方法によって、ストック・オプションの公正な評価単価を見積もっております。また、単位あたりの本源的価値の算定基礎となる会社の株式の評価方法は、DCF法、及び時価純資産法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額	23,280千円
②当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額	一千円



当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年3月24日に1株を100株とする株式分割、及び2019年8月29日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2015年1月26日	2015年1月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員3名	当社取締役3名 当社従業員11名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式97,000株	普通株式38,000株
付与日	2015年2月10日	2015年2月10日
権利確定条件	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2015年2月11日～2025年1月26日	2017年1月27日～2025年1月26日(注1)

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2016年3月31日	2016年3月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社従業員24名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式100,000株	普通株式28,000株
付与日	2016年3月31日	2016年3月31日
権利確定条件	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2018年4月1日～2026年3月31日	2018年4月1日～2026年3月31日(注1)

第5回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員9名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式12,000株
付与日	2017年6月29日
権利確定条件	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2019年6月30日～2027年6月29日(注1)

(注1) 当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合のみ権利行使できる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日	2015年1月26日 第1回新株予約権	2015年1月26日 第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	34,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	34,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	97,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	97,000	—

決議年月日	2016年3月31日 第3回新株予約権	2016年3月31日 第4回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	27,000
付与	—	—
失効	—	2,000
権利確定	—	—
未確定残	—	25,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	100,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	100,000	—

決議年月日	2017年6月29日 第5回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	12,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	12,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

決議年月日	2015年1月26日 第1回新株予約権	2015年1月26日 第2回新株予約権
権利行使価格(円)	270	270
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

決議年月日	2016年3月31日 第3回新株予約権	2016年3月31日 第4回新株予約権
権利行使価格(円)	350	350
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

決議年月日	2017年6月29日 第5回新株予約権
権利行使価格(円)	400
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式会社であるため、ストック・オプションの単位あたりの本源的価値を見積る方法によって、ストック・オプションの公正な評価単価を見積もっております。また、単位あたりの本源的価値の算定基礎となる会社の株式の評価方法は、DCF法、及び時価純資産法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額	184,080千円
②当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2018年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	71,576千円
賞与引当金	83,881 "
減価償却超過額	108,771 "
資産除去債務	178,327 "
未払費用	12,920 "
未払事業所税	2,491 "
その他	126,411 "
繰延税金資産小計	584,383千円
評価性引当額	△173,894 "
繰延税金資産合計	410,489千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	302,300 "
資産除去債務に係る除去費用	126,469 "
長期前払消費税等	3,314 "
その他	79,890 "
繰延税金負債合計	511,975千円
繰延税金負債純額	△101,486千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8
税額控除	△5.2
住民税均等割	1.1
評価性引当金の増減	△2.2
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.7

当事業年度(2019年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	72,100千円
減価償却超過額	100,035 "
資産除去債務	155,126 "
未払費用	13,361 "
未払事業所税	2,545 "
長期未払金	58,676 "
その他	130,021 "
繰延税金資産小計	531,866千円
評価性引当額(注)	△150,872 "
繰延税金資産合計	380,994千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	312,776 "
資産除去債務に係る除去費用	92,245 "
長期前払消費税等	1,125 "
その他	72,597 "
繰延税金負債合計	478,745千円
繰延税金負債純額	△97,751千円

(注) 評価性引当額が23,022千円減少しております。この減少の内容は、スケジュールリング不能と判断している資産除去債務の減少に伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7
税額控除	△3.4
住民税均等割	1.1
評価性引当金の増減	△5.1
その他	△4.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.9

(資産除去債務関係)

前事業年度(2018年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、本部等の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対応する資産の耐用年数や定期賃貸借契約の契約年数等に応じて8年～39年と見積り、割引率は0%～2.28%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	243,489千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,374 "
時の経過による調整額	4,757 "
資産除去債務の履行による減少額	△981 "
見積りの変更による増加額(注1)	260,757 "
期末残高	515,398千円

(注1) 当事業年度において、施設の退去時に必要とされる原状回復費の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。見積りの変更による増加額260,757千円を資産除去債務残高に加算しております。

当事業年度(2019年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、本部等の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対応する資産の耐用年数や定期賃貸借契約の契約年数等に応じて8年～39年と見積り、割引率は0%～2.28%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	515,398千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	45,231 "
時の経過による調整額	4,681 "
原状回復義務の免除による減少額	△1,442 "
見積りの変更による減少額(注1)	△115,526 "
期末残高	448,342千円

(注1) 当事業年度において、施設の退去時に必要とされる原状回復費の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。見積りの変更による減少額115,526千円を資産除去債務残高から減算しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(2018年3月31日)

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルと居住用アパート(土地を含む。)を有しております。

2018年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,422千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	期首残高	339,149
	期中増減額	△22,273
	期末残高	316,875
期末時価		276,652

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2. 貸借対照表計上額の期末残高のうち、80,463千円は賃貸用ビルの借地権であり、無形固定資産に計上しております。  
3. 期中増減額のうち、増加は、賃貸用ビルの建物附属設備(350千円)であり、減少は、減損損失(8,918千円)及び減価償却費(13,704千円)であります。  
4. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

当事業年度(2019年3月31日)

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルと居住用アパート(土地を含む。)を有しております。

2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は840千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	期首残高	316,875
	期中増減額	△12,978
	期末残高	303,897
期末時価		275,902

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2. 貸借対照表計上額の期末残高のうち、80,463千円は賃貸用ビルの借地権であり、無形固定資産に計上しております。  
3. 期中増減額のうち、増加は、賃貸用ビルの工具、器具及び備品(105千円)であり、主な減少は、減価償却費(12,609千円)及び固定資産除却損(474千円)であります。  
4. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱うサービスについて戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、「医薬事業」、「介護事業」及び「保育事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「医薬事業」は、日生薬局において保険調剤薬局事業を実施しています。

「介護事業」は、主に介護保険法、高齢者住まい法に基づく各種サービスを提供しています。

「保育事業」は、認可保育園及び認証保育園を運営しています。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)3	財務諸表 計上額 (注)3
	医薬事業	介護事業	保育事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	9,902,459	3,201,331	2,473,377	15,577,168	829,466	16,406,634	—	16,406,634
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	10,962	10,962	△10,962	—
計	9,902,459	3,201,331	2,473,377	15,577,168	840,428	16,417,596	△10,962	16,406,634
セグメント利益 又は損失(△)	836,558	△73,992	188,852	951,418	19,024	970,443	△591,319	379,123
セグメント資産	2,091,963	1,043,460	2,429,611	5,565,035	129,878	5,694,914	2,480,685	8,175,600
その他の項目								
減価償却費	61,079	61,775	161,567	284,422	2,842	287,265	26,821	314,087
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注)2	73,612	18,469	497,439	589,521	1,188	590,709	11,530	602,240
設備等補助金収入	—	—	228,027	228,027	—	228,027	—	228,027

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。

2. 「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には建設仮勘定を含んでおりません。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額の区分には、各報告セグメントに配分していない全社費用△591,319千円が含まれております。全社費用は主に、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント利益又は損失(△)は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(3) セグメント資産の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、並びに本社資産であります。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1 報告セグメントの概要

### (1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱うサービスについて戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、「医薬事業」、「介護事業」及び「保育事業」の3つを報告セグメントとしております。

### (2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「医薬事業」は、日生薬局において保険調剤薬局事業を実施しています。

「介護事業」は、主に介護保険法、高齢者住まい法に基づく各種サービスを提供しています。

「保育事業」は、認可保育園及び認証保育園を運営しています。

## 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)3	財務諸表 計上額 (注)3
	医薬事業	介護事業	保育事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	9,197,504	3,228,969	2,838,845	15,265,319	869,223	16,134,543	—	16,134,543
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	10,187	10,187	△10,187	—
計	9,197,504	3,228,969	2,838,845	15,265,319	879,410	16,144,730	△10,187	16,134,543
セグメント利益	531,640	130,771	230,588	893,000	18,515	911,516	△693,725	217,790
セグメント資産	2,389,970	1,014,721	2,586,145	5,990,837	168,202	6,159,040	2,097,495	8,256,536
その他の項目								
減価償却費	58,987	52,769	159,770	271,527	2,499	274,027	26,409	300,436
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注)2	94,546	34,991	356,618	486,156	1,891	488,047	6,239	494,287
設備等補助金収入	—	11,829	258,992	270,821	—	270,821	—	270,821

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。

2. 「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には建設仮勘定を含んでおりません。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額の区分には、各報告セグメントに配分していない全社費用 △693,725千円が含まれております。全社費用は主に、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(3)セグメント資産の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、並びに本社資産であります。

【関連情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

	報告セグメント				その他	全社・消去 (注)	合計
	医薬事業	介護事業	保育事業	計			
減損損失	60,161	18,527	43,170	121,859	—	8,918	130,777

(注) 「全社・消去」の金額は投資不動産に係るものであります。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	医薬事業	介護事業	保育事業	計			
減損損失	13,041	—	37,485	50,526	—	—	50,526

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 関連当事者との取引  
該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記  
該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 関連当事者との取引  
該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記  
該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	531.02円	706.16円
1株当たり当期純利益	158.92円	175.14円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式(新株予約権の残高)は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は記載しておりません。
2. 当社は2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	308,305	339,765
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	308,305	339,765
普通株式の期中平均株式数(株)	1,940,000	1,940,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数14,031個、270,000株) 詳細は「第4提出会社の状況1.株式等の状況」(2)新株予約権等の状況に記載のとおりです。	新株予約権5種類(新株予約権の数13,831個、268,000株) 詳細は「第4提出会社の状況1.株式等の状況」(2)新株予約権等の状況に記載のとおりです。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,030,919	1,370,676
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	731	731
(うち新株予約権(千円))	(731)	(731)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,030,187	1,369,944
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,940,000	1,940,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 株式分割

当社は、2019年8月9日開催の取締役会決議に基づき、2019年8月29日付をもって株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様が一層投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年8月28日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	194,000株
株式分割により増加する株式数	1,746,000株
株式分割後の発行済株式総数	1,940,000株
株式分割後の発行可能株式総数	7,760,000株

③ 株式分割の効力発生日

2019年8月29日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤ 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2019年8月29日の効力発生と同時に当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	2,700円	270円
第2回新株予約権	2,700円	270円
第3回新株予約権	3,500円	350円
第4回新株予約権	3,500円	350円
第5回新株予約権	4,000円	400円

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2019年8月29日をもって当社の定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現行の定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>776,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,760,000株</u> とする。

② 定款変更の日程

効力発生日 2019年8月29日

2. 単元株制度の採用

当社は、2019年8月29日開催の臨時株主総会決議に基づき定款の一部を変更し、2019年8月29日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 単元株制度の採用の目的

単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 新設した単元株式の数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(3) 新設の日程

効力発生日 2019年8月29日

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当第3四半期会計期間 (2019年12月31日)
当座貸越極度額の総額	1,200,000千円
借入実行残高	850,000 〃
差引額	350,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	241,724千円



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 損益計算書 計上額 (注) 3
	医薬事業	介護事業	保育事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	7,071,376	2,417,281	2,393,023	11,881,681	634,210	12,515,892	—	12,515,892
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	10,141	10,141	△10,141	—
計	7,071,376	2,417,281	2,393,023	11,881,681	644,352	12,526,033	△10,141	12,515,892
セグメント利益	456,909	134,098	262,823	853,831	11,764	865,596	△504,797	360,798

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。

2. セグメント利益の「調整額」の区分には、各報告セグメントに配分していない全社費用△504,797千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純利益	131円64銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	255,372
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	255,372
普通株式の期中平均株式数(株)	1,940,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 当社は、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】(2019年3月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 及び減損損 失累計額又 は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	3,643,398	360,984	151,200	3,853,182	1,682,891	210,681 (47,250)	2,170,291
構築物	76,598	8,483	—	85,082	37,996	5,804 (282)	47,086
車両運搬具	4,896	626	2,338	3,183	2,765	208	417
工具、器具及び備品	815,158	100,663	24,584	891,237	677,267	87,136 (2,847)	213,970
土地	335,268	—	—	335,268	—	—	335,268
リース資産	578,760	—	—	578,760	383,767	16,458	194,993
建設仮勘定	—	438,487	425,527	12,960	—	—	12,960
有形固定資産計	5,454,080	909,246	603,651	5,759,674	2,784,689	320,289 (50,379)	2,974,985
無形固定資産							
借地権	204,360	—	—	204,360	—	—	204,360
ソフトウェア	181,830	23,528	6,773	198,585	140,926	18,062 (146)	57,659
その他	0	—	—	0	—	—	0
無形固定資産計	386,190	23,528	6,773	402,945	140,926	18,062 (146)	262,019
投資不動産	368,156	105	1,748	366,512	143,078	12,609	223,434
長期前払費用	150,941	38,063	—	189,004	113,307	25,526	75,696

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

日生金町保育園	建物	内装工事	126,624千円
	工具、器具及び備品	厨房機器等	16,559 "
	構築物	舗装工事	2,806 "
日生池袋保育園	建物	内装工事	107,810 "
	工具、器具及び備品	厨房機器等	14,613 "
	構築物	舗装工事	3,249 "
	ソフトウェア	給食管理ソフト	231 "

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	資産除去債務の見直しによる影響額	115,526千円
有形固定資産(建設仮勘定除く)の除却		69,370 "

3. 当期償却額のうち( )内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第7回無担保社債	2012年 3月30日	26,000	—	0.76	なし	2019年 3月29日
第8回無担保社債	2018年 9月26日	—	90,000 (20,000)	0.49	なし	2023年 9月26日
第9回無担保社債	2018年 9月28日	—	139,500 (21,000)	0.35	なし	2025年 9月30日
合計	—	26,000	229,500 (41,000)	—	—	—

(注) 1. 当期末残高の( )内は、当期末残高のうち1年以内に償還予定のものであります。

2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
41,000	41,000	41,000	41,000	31,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	190,000	686,668	0.63	—
1年以内に返済予定の長期借入金	618,110	525,665	0.95	—
1年以内に返済予定のリース債務	36,553	34,985	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,207,297	833,768	0.90	2020年～2024年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	328,745	293,760	—	2020年～2036年
その他有利子負債	311,331	210,816	—	—
合計	2,692,037	2,585,663	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	415,504	271,096	101,208	45,960
リース債務	30,825	26,509	25,581	25,338
その他有利子負債	78,642	29,127	18,067	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	1,700	942	—	—	2,642
賞与引当金	242,433	208,382	242,433	—	208,382
役員賞与引当金	—	3,285	—	—	3,285

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】(2019年3月31日現在)

## 1. 流動資産

## ① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	21,443
預金	
当座預金	52,088
普通預金	1,113,716
定期預金	32,100
計	1,197,904
合計	1,219,347

## ② 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東京都国民健康保険団体連合会	928,939
社会保険診療報酬支払基金	355,058
墨田区	37,720
江東区	33,157
文京区	24,511
その他	335,466
合計	1,714,854

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{\frac{2}{(B)} - \frac{1}{365}}$
1,567,758	13,829,210	13,682,114	1,714,854	88.9	43.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## ③ 商品

区分	金額(千円)
医薬事業	341,664
食品事業	14,677
合計	356,342

## ④ 貯蔵品

区分	金額(千円)
研修関連資材	2,144
販促品	1,625
その他	3,537
合計	7,307

## 2. 投資その他の資産

## ① 差入保証金

区分	金額(千円)
賃貸物件敷金	619,506
その他	10,326
合計	629,832

## 3. 流動負債

## ① 買掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アルフレッサ株式会社	1,689,361
株式会社スズケン	357,717
株式会社メディセオ	95,701
酒井薬品株式会社	24,020
東邦薬品株式会社	12,333
その他	85,678
合計	2,264,812

## ② 未払費用

区分	金額(千円)
従業員等	408,559
確定拠出年金掛金	5,900
その他	219
合計	414,679

#### 4. 固定負債

##### ① 資産除去債務

区分	金額(千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	448,342
合計	448,342

##### (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所（注）1	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページ上に記載しております。 （ホームページアドレス <a href="https://www.merhalsa.jp">https://www.merhalsa.jp</a> ）
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年3月27日	山田悠美	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	青木 勇	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社取締役社長、大株主上位10名)	5,000	20,000,000 (4,000)	所有者の事情による
2019年3月27日	青木 勇	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社取締役社長、大株主上位10名)	ミアヘルサ従業員持株会理事長 坪井 賢	東京都新宿区河田町3-10	特別利害関係者等(大株主上位10名)	600	6,000,000 (10,000)	従業員の福利厚生充実による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所 (以下「同取引所」という。) が定める有価証券上場規程施行規則 (以下「同施行規則」という。) 第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日 (2017年4月1日) から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡 (上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。) を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとされており。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者 (金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。) 及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、外部機関が算出したDCF法、及び時価純資産法による価格を基に、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2017年6月29日
種類	第5回新株予約権（ストックオプション）
発行数	普通株式 1,200株
発行価格	1株につき4,000円（注）2
資本組入額	2,000円
発行価額の総額	4,800,000円
資本組入額の総額	2,400,000円
発行方法	2017年6月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—

（注）1． 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2019年3月31日であります。
- 2． 発行価格は、DCF法、及び時価純資産法等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき4,000円
行使期間	2019年6月30日から 2027年6月29日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載の通りで あります。
新株予約権の譲渡 に関する事項	新株予約権を譲渡する ときは、当社取締役会 の承認を要する。

4. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で、普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該分割前の「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

### 新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高橋 雅彦	東京都江東区	会社役員	100	400,000 (4,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
河合 輝欣	神奈川県鎌倉市	会社役員	100	400,000 (4,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
梅津 興三	東京都新宿区	会社役員	100	400,000 (4,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
堀口 実	東京都江戸川区	会社員	100	400,000 (4,000)	当社の従業員
矢板 真介	栃木県芳賀郡益子町	会社員	100	400,000 (4,000)	当社の従業員
山本 綾	東京都新宿区	会社員	100	400,000 (4,000)	当社の従業員
増川 依里	神奈川県川崎市多摩区	会社員	100	400,000 (4,000)	当社の従業員
藤田 麻衣	東京都葛飾区	会社員	100	400,000 (4,000)	当社の従業員
宮崎 幹和	埼玉県所沢市	会社員	100	400,000 (4,000)	当社の従業員
小室 智之	東京都調布市	会社員	100	400,000 (4,000)	当社の従業員
安宅 信太郎	埼玉県さいたま市緑区	会社員	100	400,000 (4,000)	当社の従業員
廣田 修一郎	千葉県習志野市	会社員	100	400,000 (4,000)	当社の従業員

(注) 1. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付けで、普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式 を除く。）の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
青木 勇 ※1, 2	東京都新宿区	954,000 (170,000)	43.21 (7.70)
有限会社スリーユ ※1	東京都新宿区富久町5-6	800,000	36.23
アルフレッサ㈱ ※1	東京都千代田区神田美土代町7番地住友不動産 神田ビル13F	100,000	4.53
グリーンホスピタルサブライ㈱ ※1	大阪府吹田市春日3-20-8	100,000	4.53
青木 文恵 ※1, 3, 5	東京都新宿区	70,000 (20,000)	3.17 (0.91)
門倉 優里 ※1, 4	神奈川県横浜市中区	50,000	2.26
青木 友紀 ※1, 4	東京都新宿区	50,000	2.26
従業員持株会 ※1	東京都新宿区河田町3-10	6,000	0.27
足立 正弘 ※6	東京都江戸川区	5,000 (5,000)	0.23 (0.23)
齊藤 彰一 ※5	埼玉県越谷市	4,000 (4,000)	0.18 (0.18)
佐藤 安紀子 ※5	東京都北区	4,000 (4,000)	0.18 (0.18)
高橋 秀明	東京都足立区	4,000 (4,000)	0.18 (0.18)
青木 茂 ※5	東京都足立区	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
関根 秀明 ※5	東京都練馬区	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
青木 洋平	千葉県千葉市稲毛区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
奈良 泰敬	千葉県千葉市緑区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
坪井 賢	千葉県流山市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
田村 弘至	東京都西東京市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
宮脇 聡	埼玉県戸田市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
佐々木 理恵	東京都品川区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
田口 敏明	千葉県浦安市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
長塚 稔	東京都荒川区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
杉浦 和英	千葉県市川市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
佐藤 清貴	東京都江戸川区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式 を除く。）の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
永井 暁良	埼玉県所沢市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
本間 徹	神奈川県川崎市中原区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
白子 幸枝	東京都文京区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
所有株式数1,000株の株主29名 ※5		29,000 (29,000)	1.31 (1.31)
計	—	2,208,000 (268,000)	100.00 (12.14)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
  - 2 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
  - 3 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の配偶者）
  - 4 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の二親等内の血族）
  - 5 特別利害関係者等（当社取締役）
  - 6 特別利害関係者等（当社監査役）
2. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位以下を四捨五入しております。

# 独立監査人の監査報告書

2020年1月31日

ミアヘルサ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 出 健 治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 彦 太 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミアヘルサ株式会社（旧社名 株式会社日本生科学研究所）の2017年4月1日から2018年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミアヘルサ株式会社（旧社名 株式会社日本生科学研究所）の2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の監査報告書

2020年1月31日

ミアヘルサ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 出 健 治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 彦 太 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミアヘルサ株式会社（旧社名 株式会社日本生科学研究所）の2018年4月1日から2019年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミアヘルサ株式会社（旧社名 株式会社日本生科学研究所）の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年1月31日

ミアヘルサ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 出 健 治 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴 彦 太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミアヘルサ株式会社（旧社名 株式会社日本生科学研究所）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第36期事業年度の第3四半期会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續が実施される。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ミアヘルサ株式会社（旧社名 株式会社日本生科学研究所）の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

